

猪名川町子どもの貧困対策計画

現在から未来へと夢・希望が広がるまち

猪名川



令和2年3月

猪名川町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の対象	3
第5節 子どもの貧困対策をめぐる国の動向	4
第2章 子どもの貧困に関する現状と課題	6
第1節 人口の動向	6
第2節 出生の動向	8
第3節 世帯の動向	9
第4節 婚姻の動向	12
第5節 就労の動向	13
第6節 子育て家庭の意識と実態	14
第7節 子どもの生活に関する支援サービスの現状と推移	33
第3章 計画の基本的な考え方	35
第1節 基本理念	35
第2節 基本的な視点	36
第3節 基本目標	37
第4節 施策の体系	39
第4章 施策の展開	40
第1節 子どもの教育・学習に関する支援の充実	40
第2節 子育て家庭を取り巻く環境の充実	43
第3節 子どもと子育て家庭への経済的支援の充実	47
第5章 計画の推進に向けて	49
第1節 計画の進行管理	49
第2節 住民、関係機関、団体との協働・連携	49
第3節 国・県との連携及び広域調整	49
資料編	
1. 用語解説	50
2. 猪名川町子ども・子育て会議条例	54
3. 猪名川町子ども・子育て会議委員名簿	56
4. 猪名川町子ども・子育て会議開催状況	57
5. パブリックコメント実施結果	58

はじめに

平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されて以来、経済的支援が必要な子育て家庭への取り組みが広がっています。令和元年 6 月の法改正では、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記され、生まれ育った環境で子どもの現在と将来が左右されないよう規定が強化されました。

また、市町村に子どもの貧困対策を推進する計画の策定が努力義務化され、同年 11 月には新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。新たな大綱では、全ての子どもたちが夢や希望を持てる社会をめざすこと、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施することをあげています。

こうした動きを受け、猪名川町においても「子どもの貧困対策計画」を策定し、現在から将来にわたり、全ての子どもたちが夢や希望を持てる地域社会の実現をめざします。

猪名川町では、「第二期子ども・子育て支援事業計画*」において、妊娠、出産、子育てに至る一連のライフステージ*において切れ目のない支援を行うことで、未来を担う子どもたちが、笑顔で心身ともに健やかに成長することができるよう、幼児教育・保育に係る給食費の完全無償化の開始をはじめ、さらなる子育て支援施策の充実に努めています。

本計画では、生活保護や生活困窮の対象となる家庭はもとより、生活に支援が必要な家庭、経済的な不安を抱えるひとり親家庭等が、その状態から自立していく支援を行うとともに、子どもが育った家庭の状況に影響されないよう、すべての子どもたちに輝ける未来をひらいていくための施策展開を図ります。

計画の策定にあたり、調査にご協力いただいた保護者のみなさまをはじめ、貴重なご意見を賜りました「猪名川町子ども・子育て会議」委員のみなさま、関係機関の方々に心より感謝を申しあげ、冒頭のごあいさつとさせていただきます。

令和 2 年 3 月

猪名川町長 福田長治



第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

近年、ひとり親世帯の増加や日本経済の低迷に伴い、家庭の経済状況が悪化する子育て世帯が増えており、子どもの貧困や、親から子どもへと連鎖する貧困の問題への対策が重要視されています。次代の日本の将来を担う子どもたちは国の宝であり、いわゆる「貧困の連鎖」によって、子どもたちの未来が閉ざされることのないように、平成25年6月、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）が成立しました。

平成26年には、「子どもの貧困対策に関する大綱」において、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指し、子どもたちの育成環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて、子どもの貧困対策を総合的に推進することが重要であるとの方針を掲げ、様々な取り組みが進められてきました。

令和元年6月には、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第41号）が成立し、その目的に、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの将来だけでなく、現在の生活等に向けても子ども貧困対策を総合的に推進することが明記されました。また、基本理念に子どもの貧困対策は、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、推進されなければならないと規定されたことや、市町村計画を定めるよう努めることが規定されたとともに、子どもの貧困対策に関する施策の検証と評価、推進体制に関する事項が追加されました。

また、政府は、令和元年11月29日、貧困家庭の子どもへの今後5年間の支援方針をまとめた新たな「子どもの貧困対策大綱」を閣議決定し、「全ての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指す」との理念を掲げ、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えると強調し、親の妊娠期から子育て期まで、切れ目ない支援を行うと規定しました。

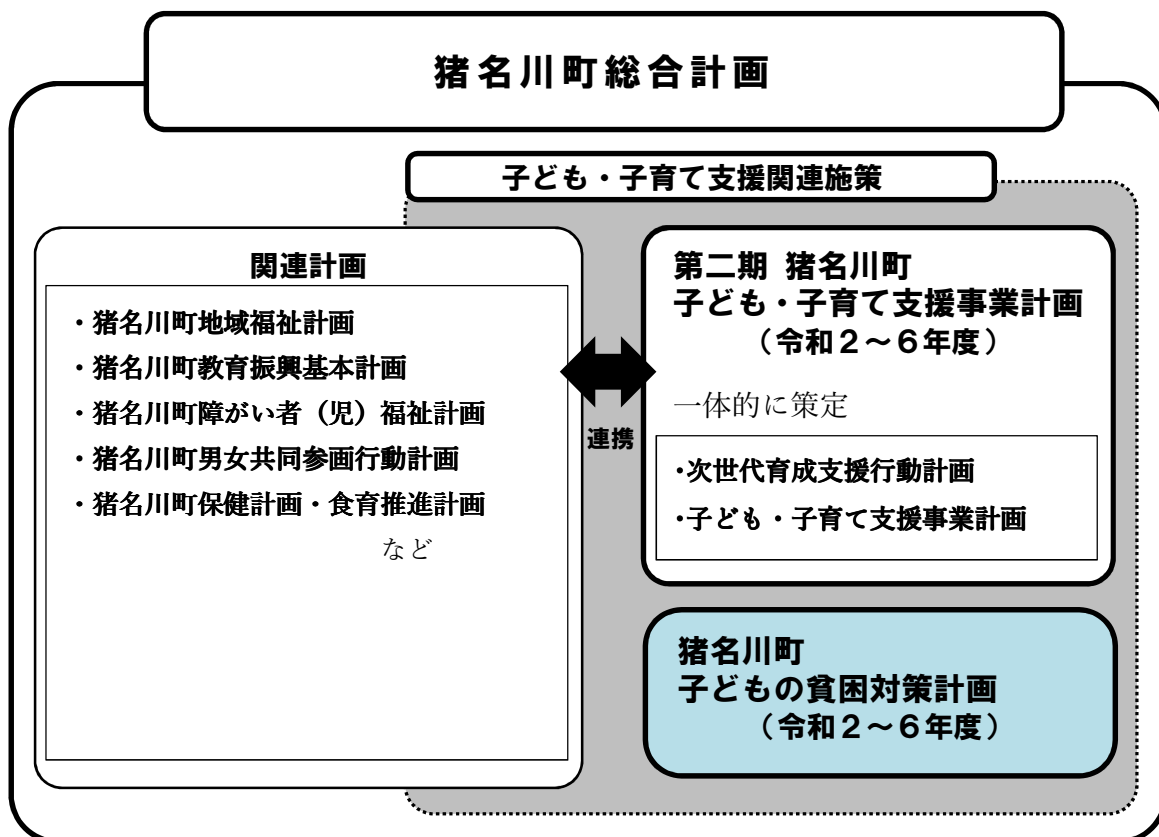
猪名川町においても、すべての子どもが夢と希望をもって健やかに成長するため、生まれ育った環境等によって将来が左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、必要な支援と環境整備を図る必要があり、子どもの貧困対策を推進する計画づくりが必要となっています。

これまでも児童手当や生活困窮家庭への支援等の様々な取り組みをおこなってきましたが、改めて、「猪名川町子どもの貧困対策計画」をここに策定し、国の大綱や兵庫県の計画、また、上位計画である第二期猪名川町子ども・子育て支援事業計画を踏まえて、本町の社会資源となる人や地域コミュニティ、情報等を駆使して、必要な支援や環境整備に取り組んでいきます。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律及びその改正法を踏まえ、「市町村子どもの貧困対策計画」（努力義務）に位置づけられます。

「猪名川町総合計画」と整合を図るとともに、本計画の上位計画である「第二期 猪名川町子ども・子育て支援事業計画」をはじめ、子どもと子育てを取り巻く保健、医療、福祉、教育などの分野における「猪名川町地域福祉計画」「猪名川町教育振興基本計画」「猪名川町障がい者（児）福祉計画」「猪名川町男女共同参画行動計画」「猪名川町保健計画・食育推進計画」などの関連計画との整合・連携を図りながら、子どもの貧困対策を推進していきます。



第3節 計画の期間

この計画は、令和2（2020）年度を初年度として、令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とします。

西暦	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
和暦	令和				
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
第六次猪名川町総合計画 基本構想 前期基本計画					
第二期猪名川町子ども・子育て支援事業計画					
猪 名 川 町 子 ど も の 貧 困 対 策 計 画					

第4節 計画の対象

この計画が支える対象は、経済的困窮を理由として、教育機会が均等となっていない状況、又は、心身ともに健やかに育成される環境が保障されていない状況にある子ども・若者とその家庭とします。

また、上記に陥るリスク要因がある子ども・若者とその家庭についても対象とし、貧困を未然に防止するための支援も行います。

第5節 子どもの貧困対策をめぐる国の動向

1. 策定の目的

以下に、新たな大綱などに示されている事項をあげます。

【子供の貧困対策に関する新たな大綱より】

策定の目的

- ・日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である。改正後の法律を踏まえると、貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指している。
- ・貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子供が希望や意欲をそがれやすい。そうした中で、目指すべき社会を実現するためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要がある。
- ・こうした基本的な考え方の下、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府として、ここに新たな「子供の貧困対策に関する大綱」を策定する。

2. 基本的な方針

子供の貧困対策に関する基本的な方針として、以下のとおり、「分野横断的な基本方針」、「分野ごとの基本方針」があげられています。

【分野横断的な基本方針より】

- (1) 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。
- (2) 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
- (3) 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。
- (4) 地方公共団体による取組の充実を図る。

【分野ごとの基本方針より】

- (1) 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォーム*と位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。
- (2) 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。
- (3) 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。
- (4) 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。
- (5) 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動*として官公民の連携・協働を積極的に進める。
- (6) 今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

子供の貧困対策に関する大綱（概要）

I 目的・理念

- 現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

II 基本的な方針

- 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援
- 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮
- 地方公共団体による取組の充実など

III 子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数
- 食料又は衣服が買えない経験
- 子供の貧困率
- ひとり親世帯の貧困率

など、39の指標

IV 指標の改善に向けた重点施策

教育の支援

- 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
 - ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築、少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 高等学校等における修学継続のための支援
 - ・高校中退の予防のための取組、高校中退後の支援
- 大学等進学に対する教育機会の提供
- 特に配慮を要する子供への支援
- 教育費負担の軽減
- 地域における学習支援等

生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援
 - ・特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援 等
- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援、保育等の確保 等
- 子供の生活支援
- 子供の就労支援
- 住宅に関する支援
- 児童養護施設退所者等に関する支援
 - ・家庭への復帰支援、退所後の相談支援
- 支援体制の強化

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 職業生活の安定と向上のための支援
 - ・所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ひとり親に対する就労支援
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減

施策の推進体制等

- <子供の貧困に関する調査研究等>
- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究
- 地方公共団体による実態把握の支援

- <施策の推進体制等>
- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

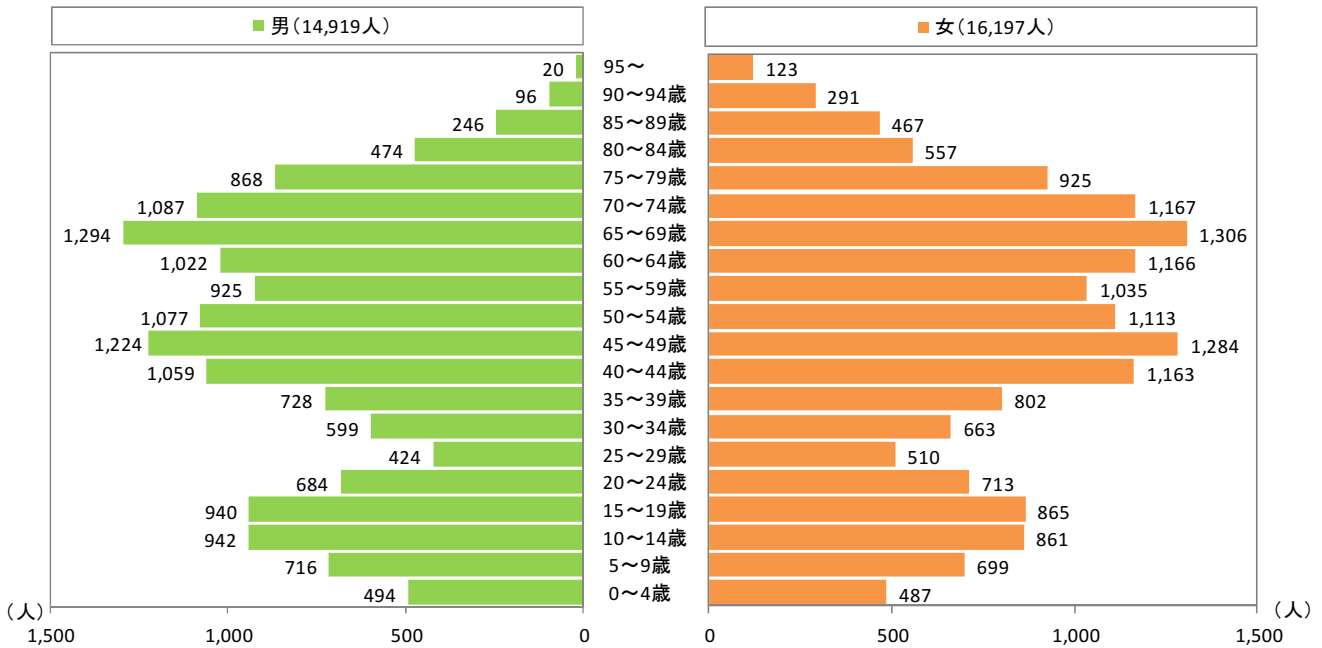
第2章 子どもの貧困に関する現状と課題

第1節 人口の動向

1. 人口の構造

猪名川町の人口は、男性 14,919 人、女性 16,197 人となっています。人口構造をみると、少子高齢化*が進んでいますが、年少人口のうちでは 10～14 歳人口が男女ともに多くなっています。

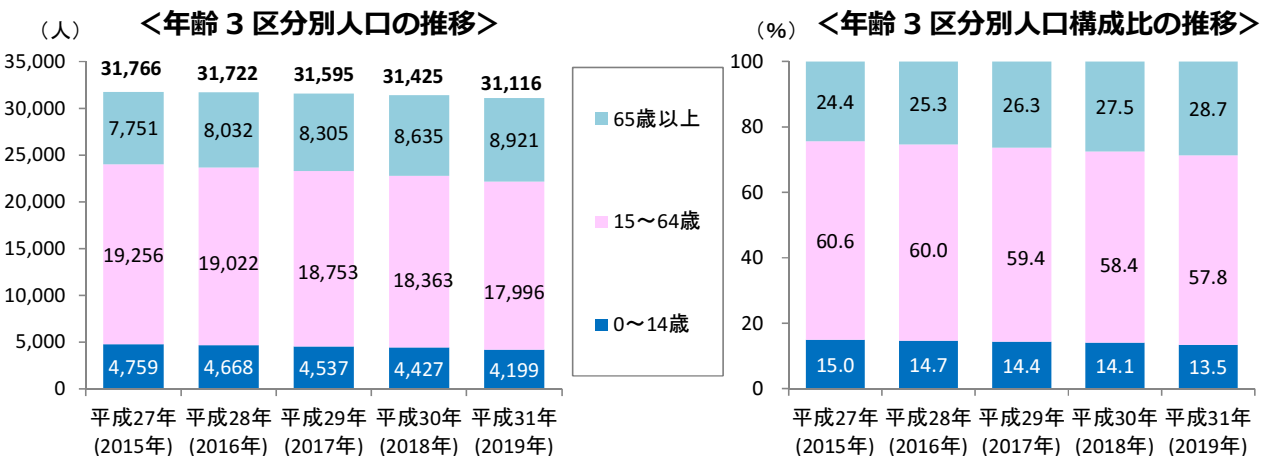
＜人口ピラミッド＞



資料：猪名川町「住民基本台帳人口」(平成 31 年 4 月 1 日)

2. 人口の推移

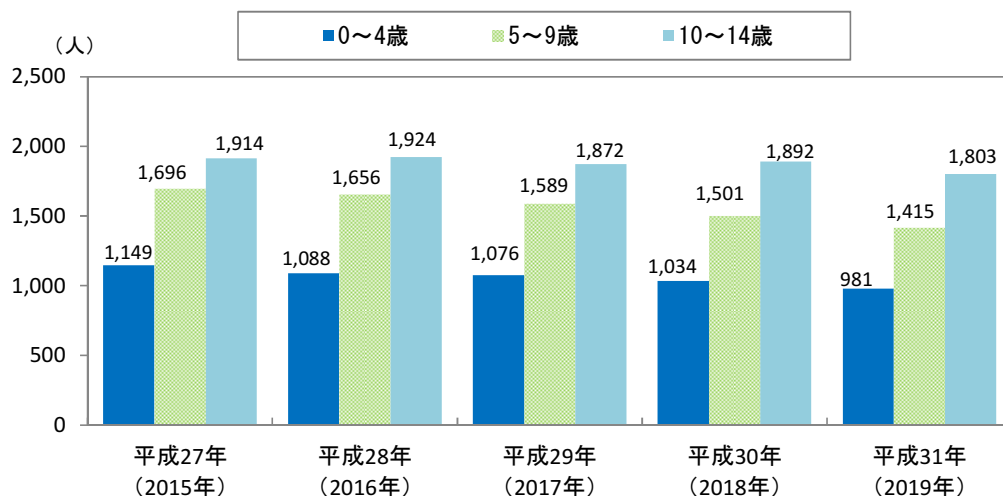
猪名川町の総人口は近年 3 万人台で推移しており、人口構造をみると少子高齢化が進んでいます。0～14 歳の年少人口は減少傾向で推移し、年少人口割合も低下が続いています。



資料：猪名川町「住民基本台帳人口」(各年 4 月 1 日)

猪名川町の年少人口を5歳階級別にみると、低年齢ほど人口が少ない傾向にあります。「10～14歳」は年により増減の変動がありますが、「5～9歳」と「0～4歳」は減少傾向で推移しています。

＜年齢3区分別人口の推移＞



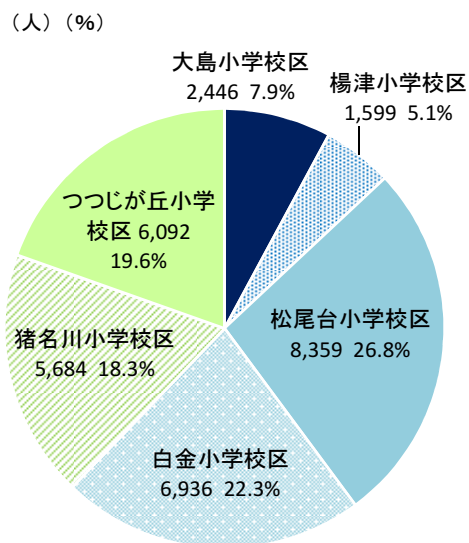
資料：猪名川町「住民基本台帳人口」(各年4月1日)

3. 校区別人口の状況

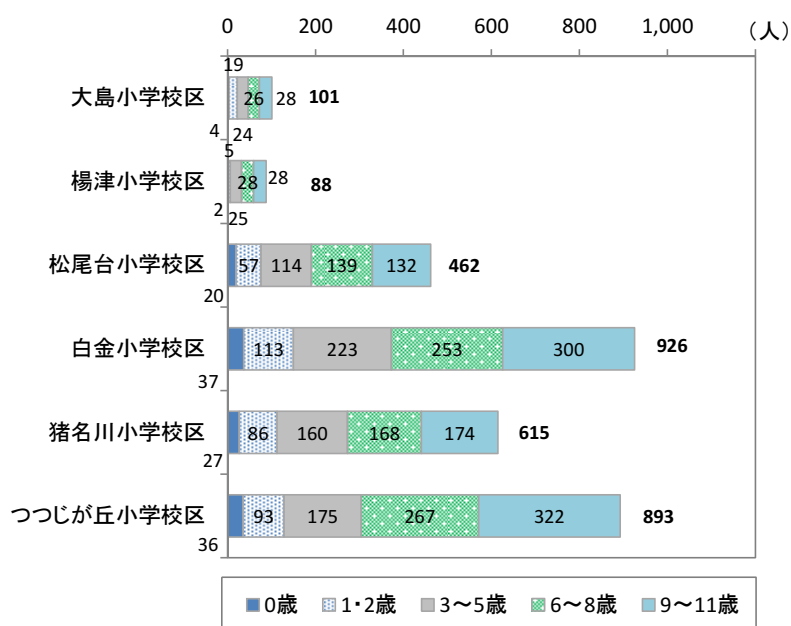
総人口に対する小学校区別人口割合は、松尾台小学校区が最も高く26.8%、白金小学校区が22.3%、つつじが丘小学校区が19.6%などとなっています。

0～11歳までの幼児・児童の人口は白金小学校区で926人、つつじが丘小学校区で893人と町内での割合は高くなっています。

＜小学校区別の人口構成＞



＜小学校区別・年齢別の幼児児童人口＞

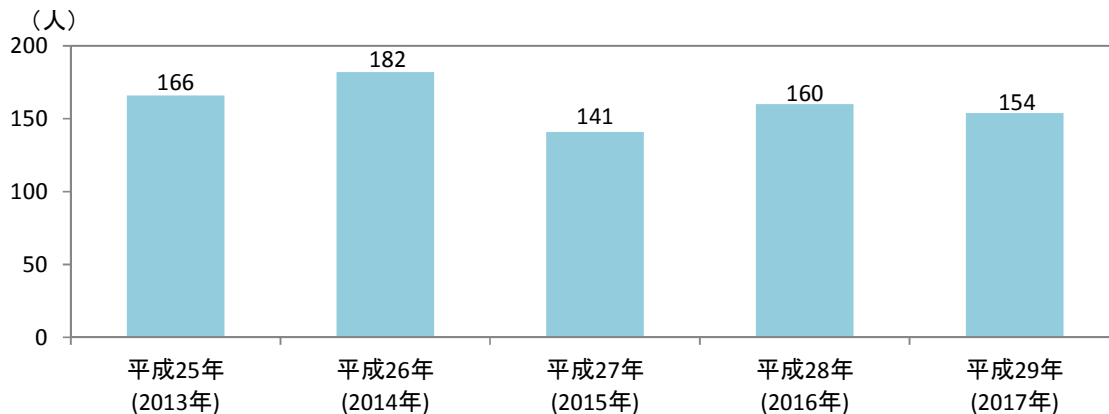


第2節 出生の動向

1. 出生数の推移

近年の猪名川町の出生数は、増減しつつ140～180人台で推移し、平成29年に154人となっています。

＜出生数の推移＞

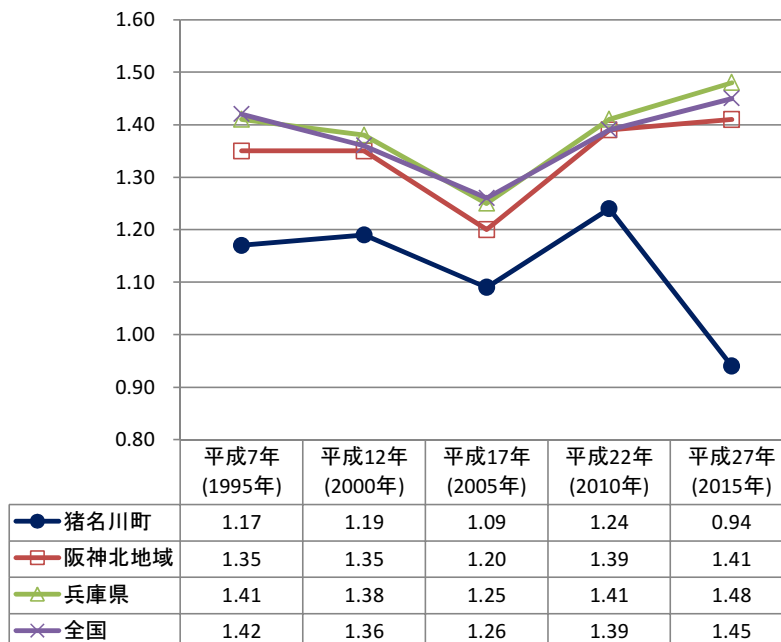


資料：厚労省「人口動態統計」

2. 合計特殊出生率の推移

長期的にみた猪名川町の合計特殊出生率*は、変動しつつ平成27年に0.94となっており、国や県よりも低い値で推移しています。

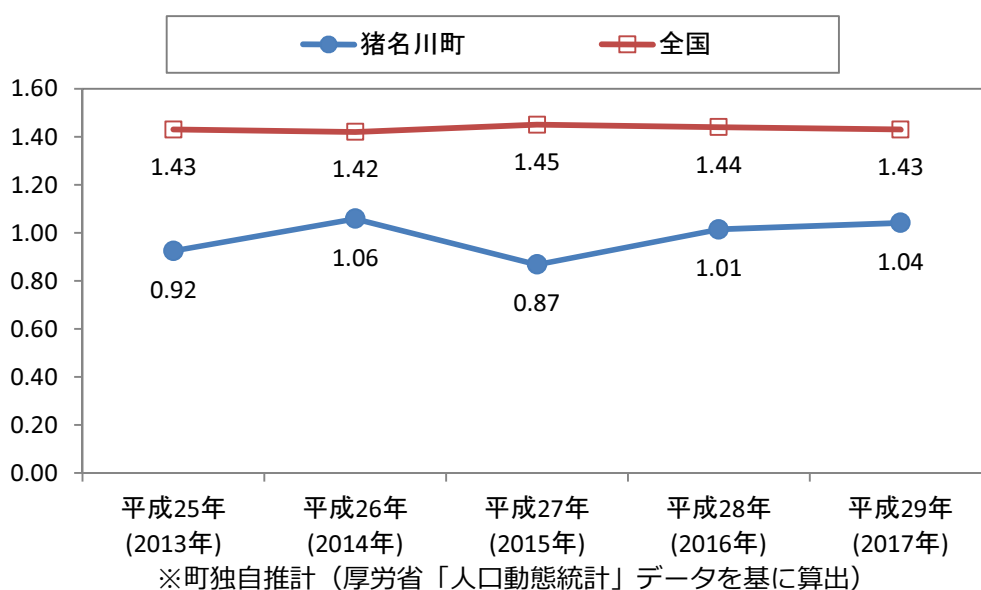
＜合計特殊出生率の推移＞



資料：兵庫県「保健統計年報」

本町における近年の合計特殊出生率については、1.0 前後で推移し、平成 29 年に 1.04 となっています。

＜合計特殊出生率の推移＞

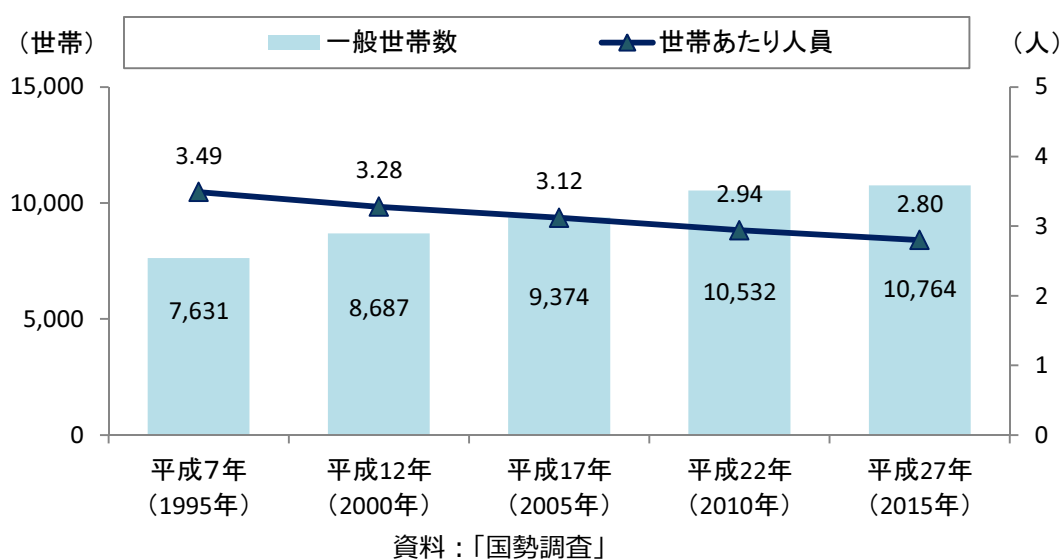


第3節 世帯の動向

1. 世帯数の推移

猪名川町の一般世帯数は増加し続けており、平成 27 年に 10,764 世帯となっています。世帯当たり人員数は減少傾向にあり、平成 27 年は 2.80 人となっています。

＜一般世帯数・世帯あたり人員の推移＞

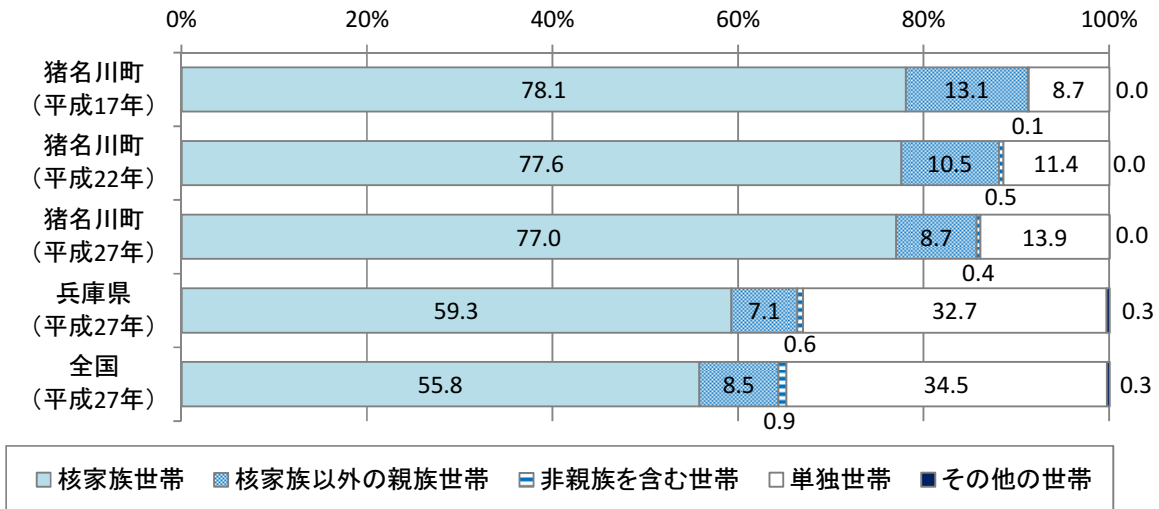


2. 世帯類型の状況

猪名川町の世帯状況を家族類型別の割合で見ると、核家族世帯の割合が低下し、単独世帯の割合が上昇しています。

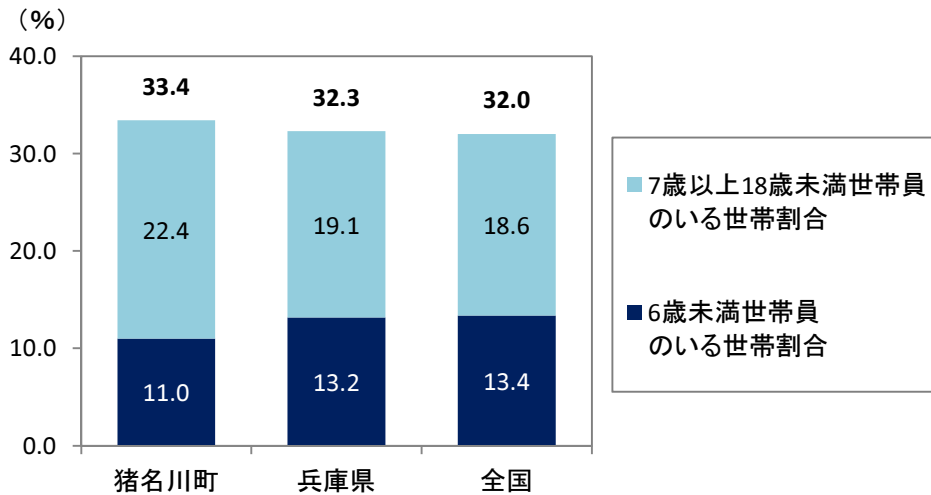
また、核家族世帯数に占める「6歳未満世帯員のいる一般世帯割合」は県や国よりも低い一方、「7歳以上18歳未満世帯員のいる一般世帯割合」は、22.4%と県や国よりも高くなっています。

＜一般世帯における世帯類型別割合の推移＞



資料：「国勢調査」

＜核家族世帯に占める子どものいる世帯割合＞

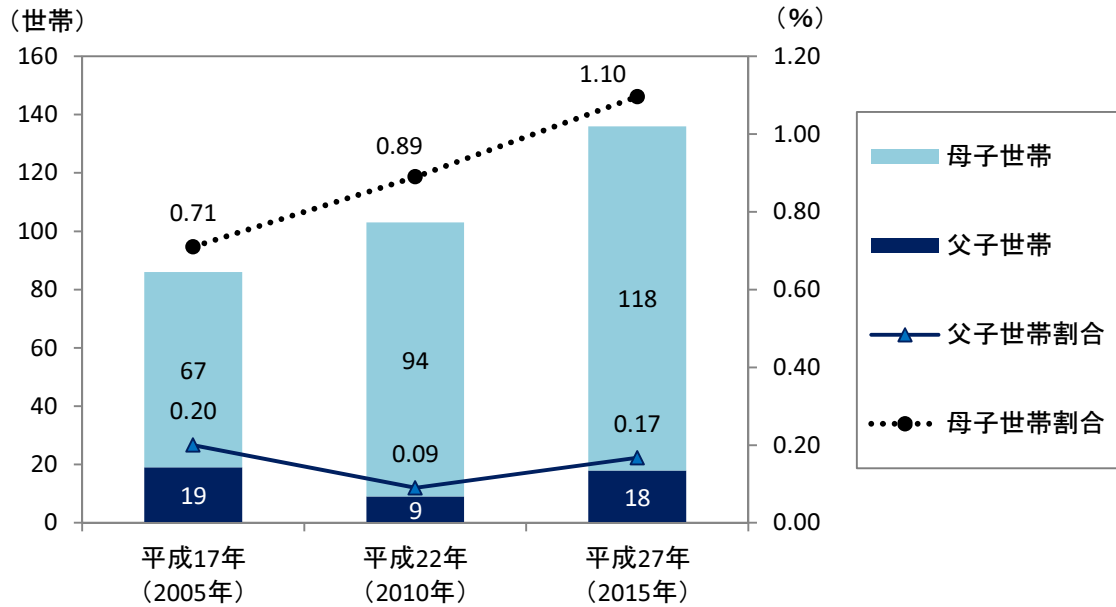


資料：「平成27年国勢調査」

3. ひとり親世帯の状況

猪名川町の母子世帯数は増加傾向にあり、一般世帯数に占める母子世帯の割合も上昇しています。一方、父子世帯は世帯数・割合とも5年前に比べ増えていますが、10年前に比べるとわずかに減っています。

＜ひとり親世帯の推移（猪名川町）＞



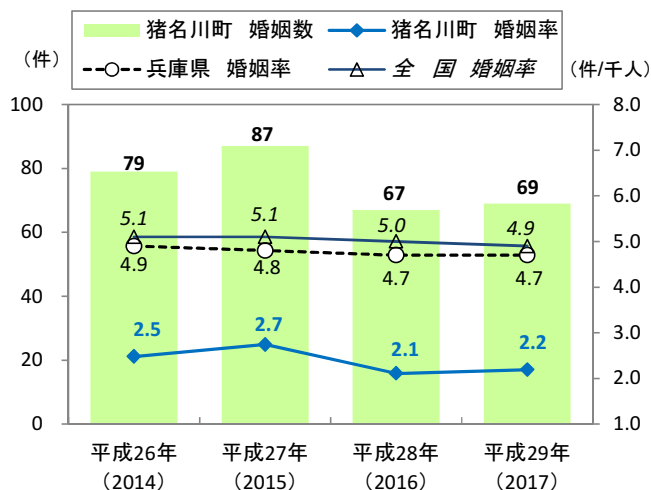
資料：「国勢調査」

第4節 婚姻の動向

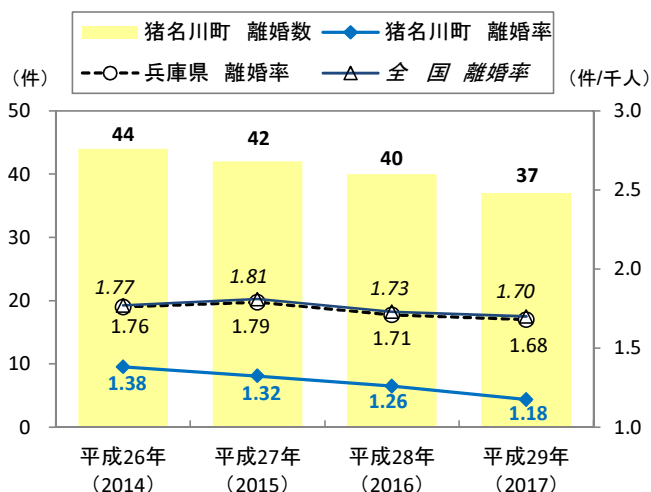
1. 結婚・離婚の状況

猪名川町における近年の婚姻件数は60～80件台、離婚件数は40件前後で推移しています。婚姻率、離婚率ともに国や県よりも低くなっています。

＜婚姻数・婚姻率の推移＞



＜離婚数・離婚率の推移＞

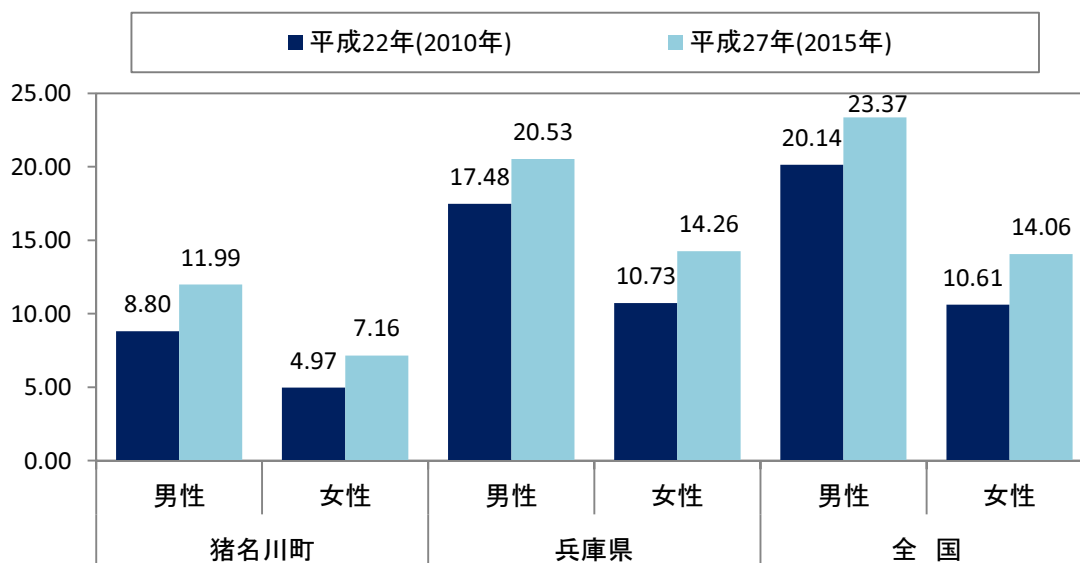


資料：厚労省「人口動態統計」

2. 未婚の状況

猪名川町の生涯未婚率*は、男女ともに国の値よりも低くなっています。

＜生涯未婚率の推移＞



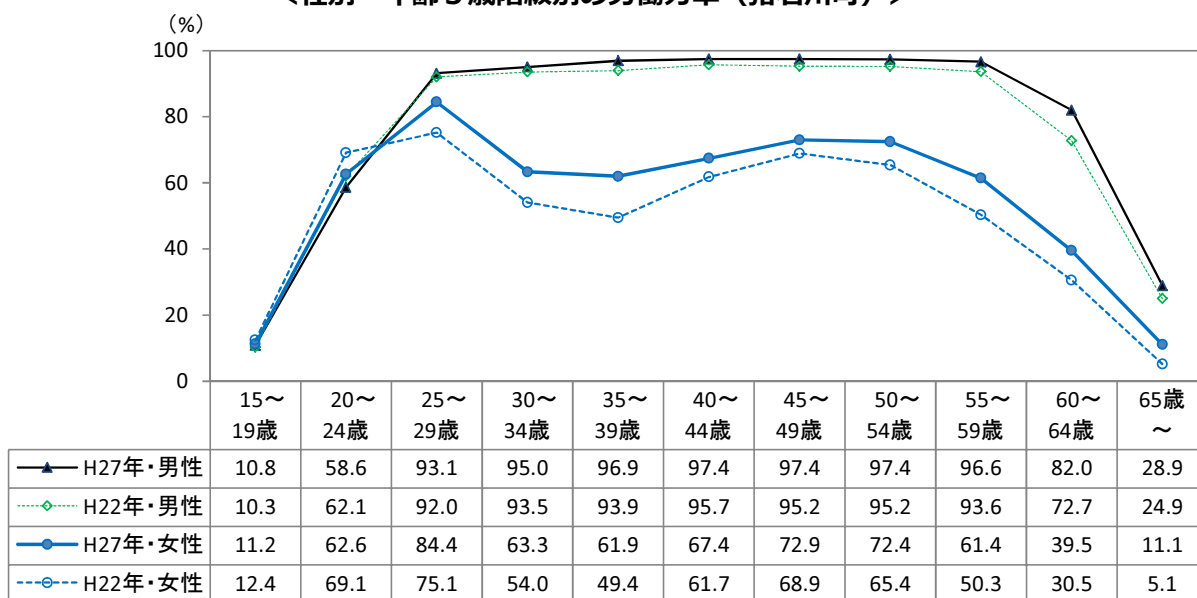
資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

第5節 就労の動向

1. 猪名川町の労働力率

猪名川町の労働力率*を性別・年齢階級別にみると、男性では25歳から59歳まで90%台である一方、女性は30歳台でいったん低くなるM字となっています。平成22年に比べ平成27年は女性の各年齢階級で概ね上昇しており、20歳代後半から30歳代では約10ポイント上がっています。

＜性別・年齢5歳階級別の労働力率（猪名川町）＞

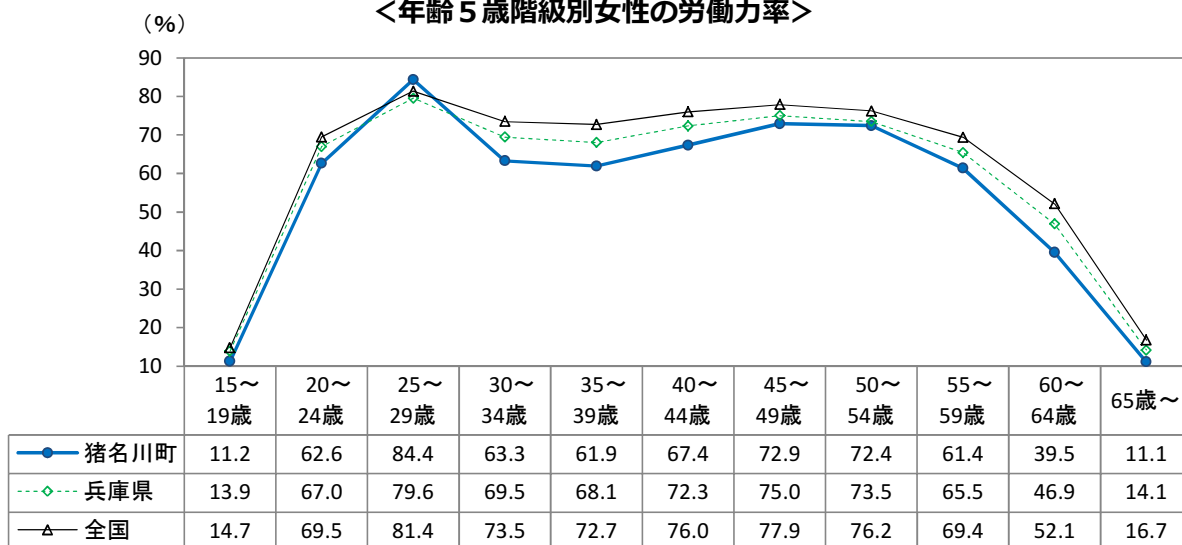


資料：総務省「国勢調査」

2. 女性の労働力率

平成27年の女性の年齢5歳階級別労働力率をみると、猪名川町では35～39歳で最も低いM字型カーブ*を描いています。20歳代後半では、国や県の値を上回っていますが、その他の年齢階級では、下回っています。

＜年齢5歳階級別女性の労働力率＞



資料：総務省「平成27年国勢調査」

第6節 子育て家庭の意識と実態

1. ニーズ調査の実施概要

猪名川町では本計画の策定にあたり、アンケート調査を実施しました。

(1) 調査対象

猪名川町内に居住する0歳から中学生までの子どもがいる世帯 2,464世帯

(上記のうち、小学5年生から6年生の児童及び中学生生徒 903人)

(2) 調査方法

郵送配布・郵送回収（住民基本台帳による無作為抽出法）

(3) 調査期間

令和元年6月1日（土）～令和元年6月20日（木）

(4) 回収結果

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	943件	660件	70.0%
小学生児童保護者	960件	615件	64.0%
中学生生徒保護者	561件	296件	52.8%
小学生児童・中学生生徒	903件	468件	51.8%
小学生児童（5・6年生）	342件	199件	58.2%
中学生生徒	561件	269件	48.1%

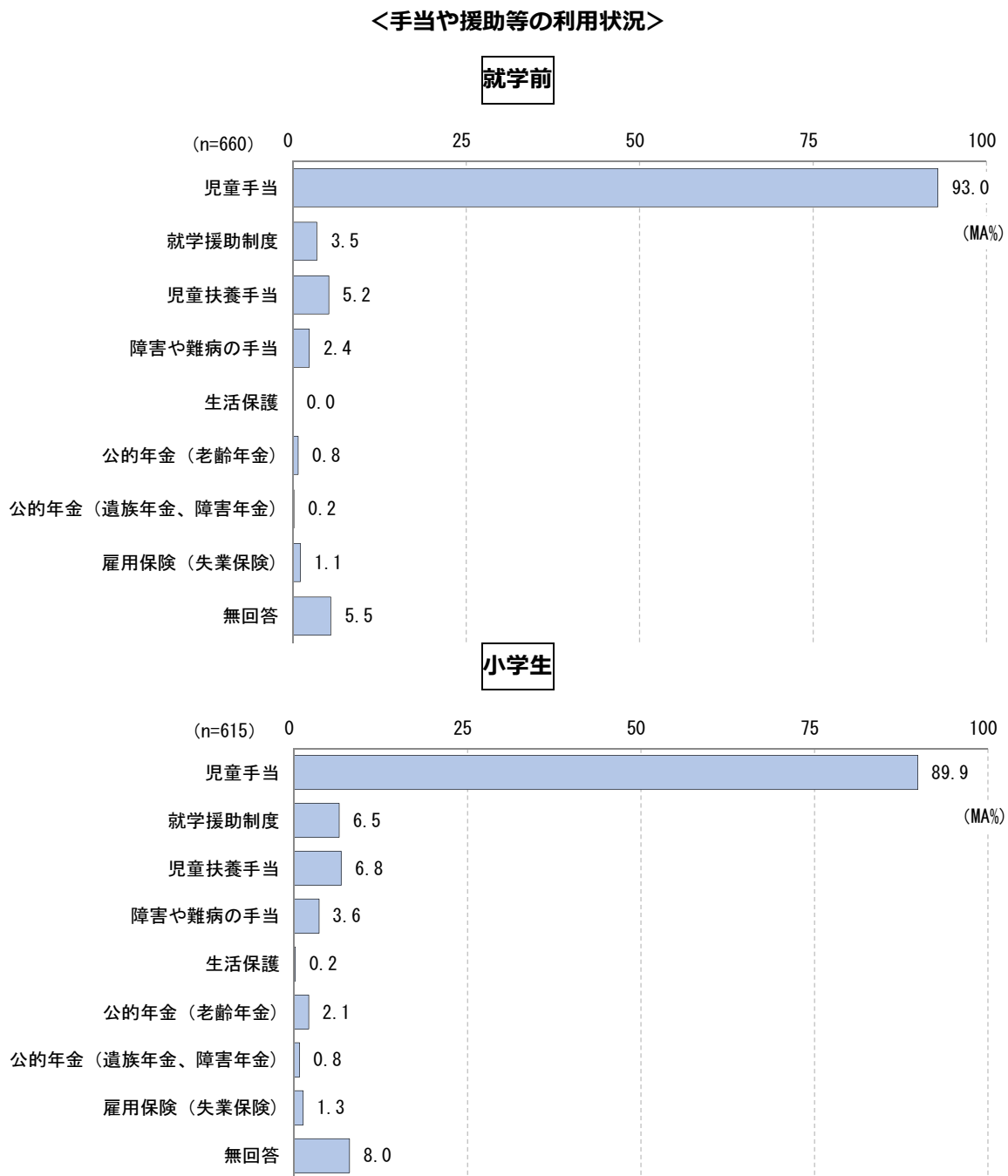
2. ニーズ調査の結果概要

(1) 家計の状況

① 手当や援助等の利用状況

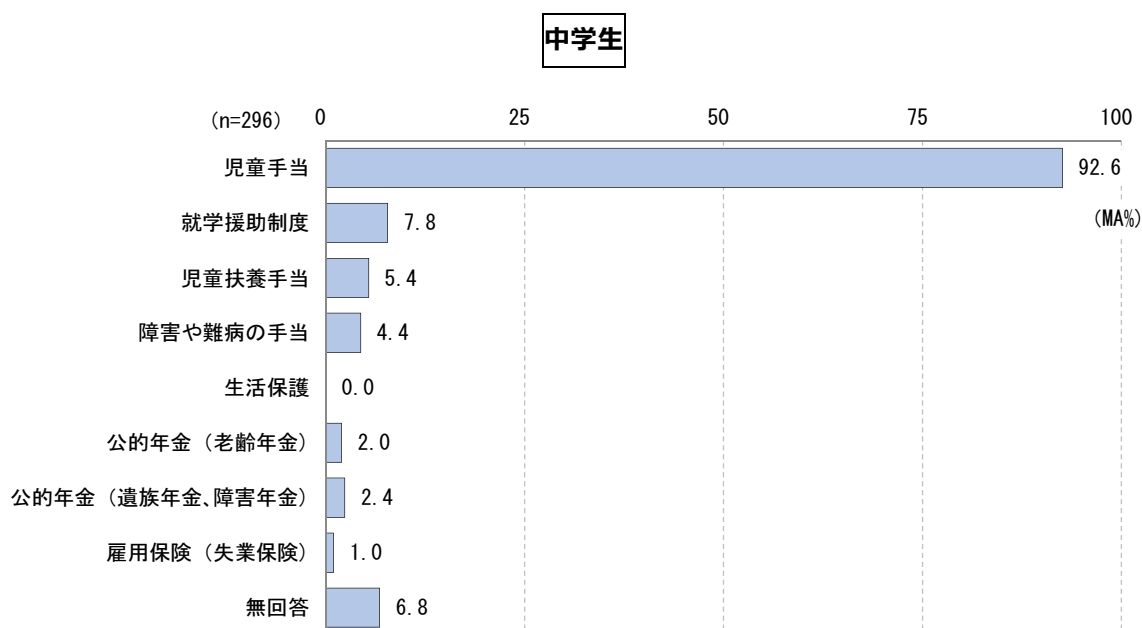
就学前の保護者に、世帯で利用している手当や援助等をたずねたところ、「児童手当」が9割台（93.0%）と最も高く、次いで「児童扶養手当」が5.2%、「就学援助制度」が3.5%となっています。

小学生の保護者では、「児童手当」が約9割（89.9%）と最も高く、次いで「児童扶養手当」が6.8%、「就学援助制度」が6.5%となっています。



また、中学生の保護者では、世帯で利用している手当や援助等として、「児童手当」が9割台(92.6%)と最も高く、次いで「就学援助制度」が7.8%、「児童扶養手当」が5.4%となっています。

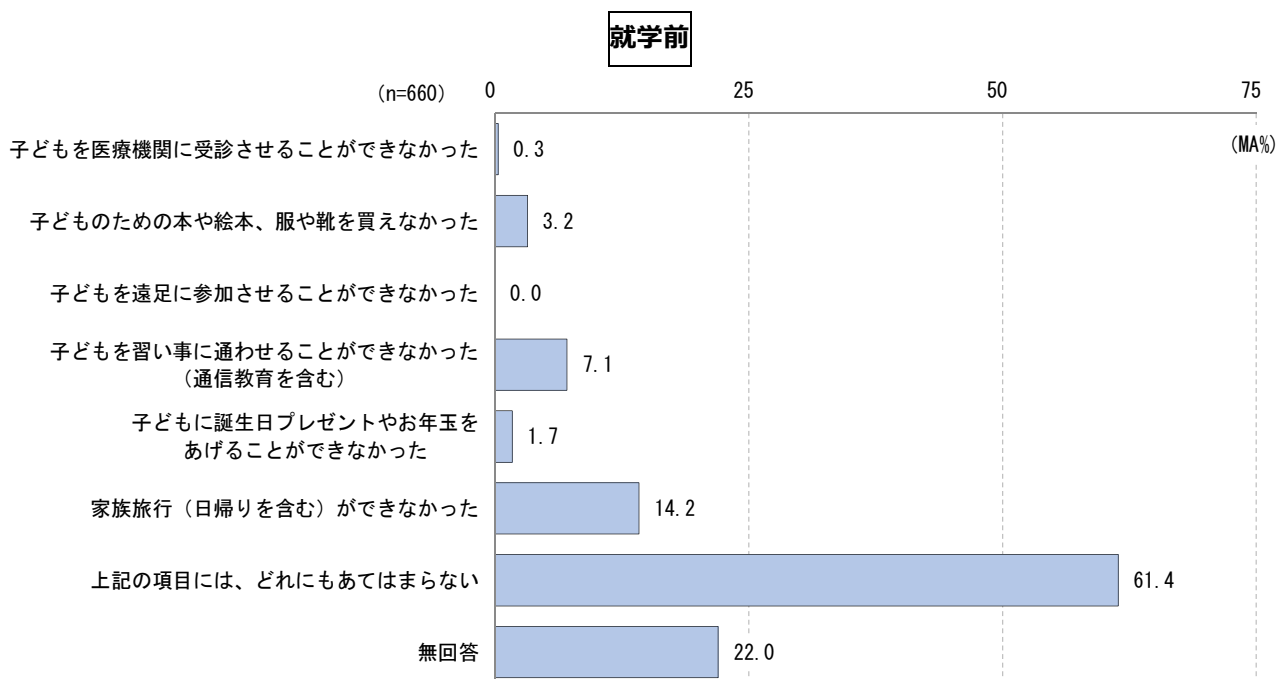
<手当や援助等の利用状況>



②経済的理由による子どもへの影響

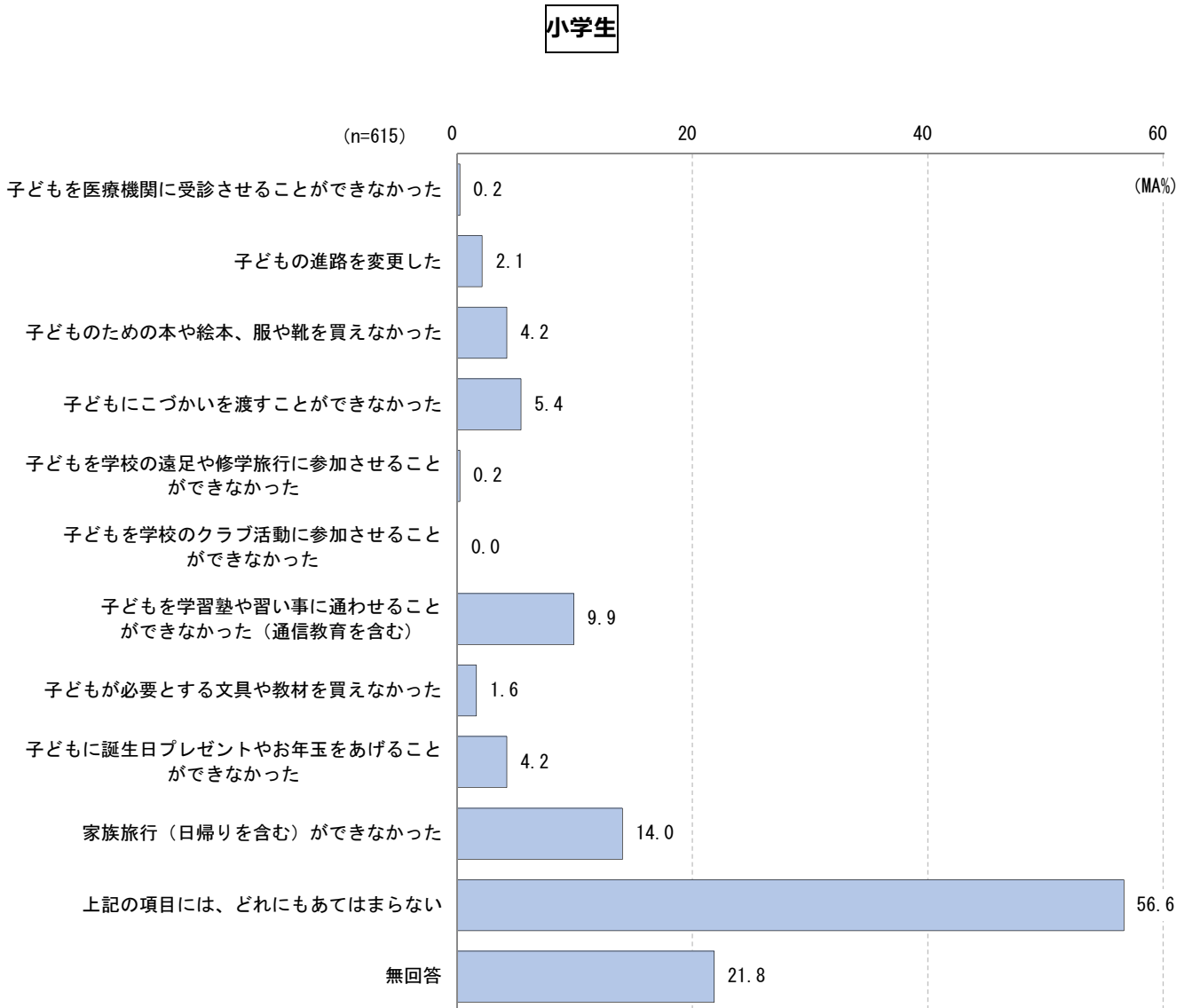
就学前の保護者が、この1年の間に、経済的な理由で子どもに対してできなかったことがある割合は16.6%となっており、具体的には、「家族旅行(日帰りを含む)ができなかった」が14.2%と最も高く、次いで「子どもを習い事に通わせることができなかった(通信教育を含む)」が7.1%となっています。

<経済的理由で子どもに対してできなかったこと>



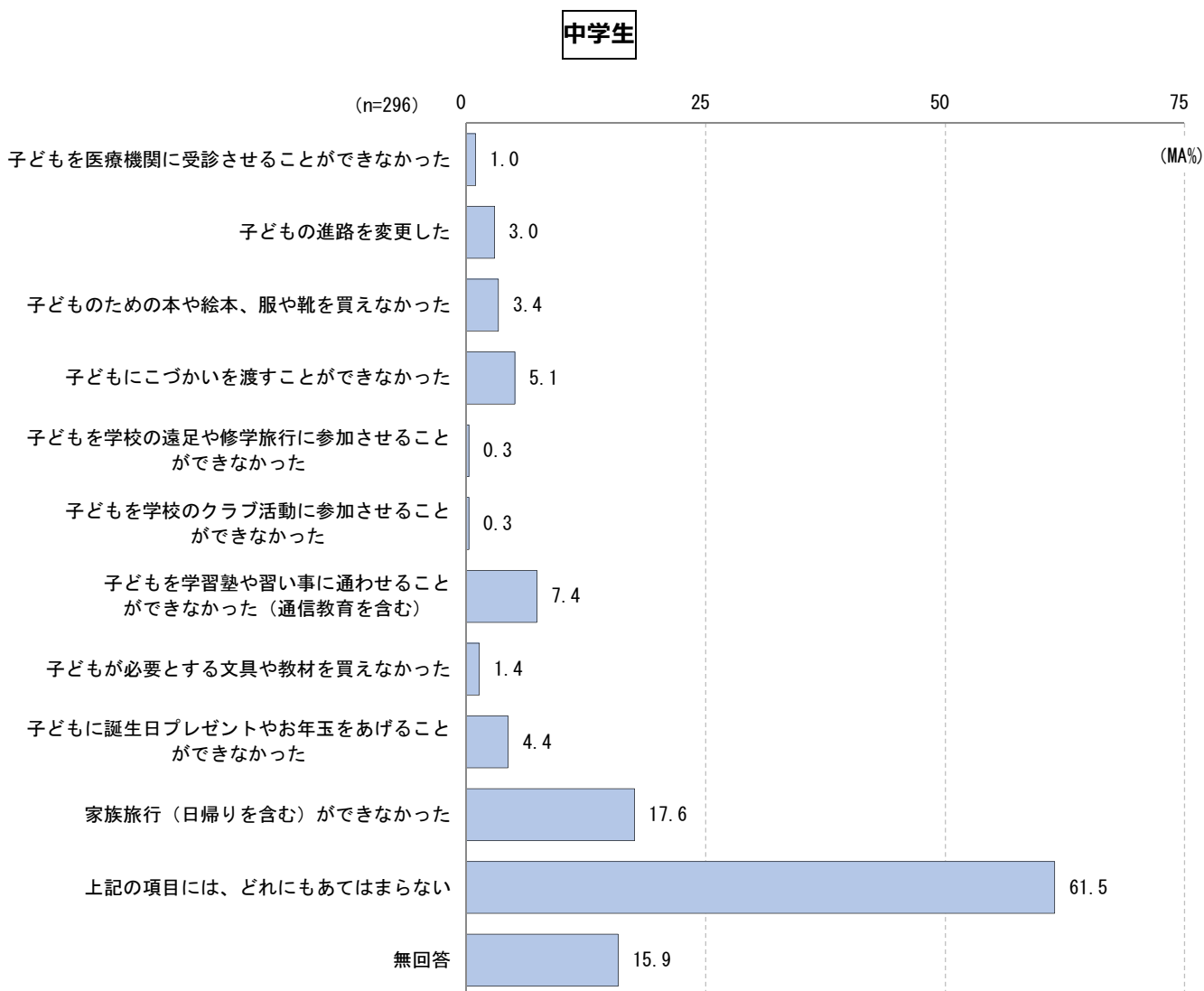
小学生の保護者が、この1年の間に、経済的な理由で子どもに対してできなかったことがある割合は 21.6%となっており、具体的には、「家族旅行（日帰りを含む）ができなかった」が 14.0%と最も高く、次いで「子どもを習い事に通わせることができなかった（通信教育を含む）」が 9.9%となっています。

<経済的理由で子どもに対してできなかったこと>



中学生の保護者が、この1年の間に、経済的な理由で子どもに対してできなかったことがある割合は22.6%となっており、具体的には、「家族旅行（日帰りを含む）ができなかった」が17.6%と最も高く、次いで「子どもを習い事に通わせることができなかった（通信教育を含む）」が7.4%となっています。

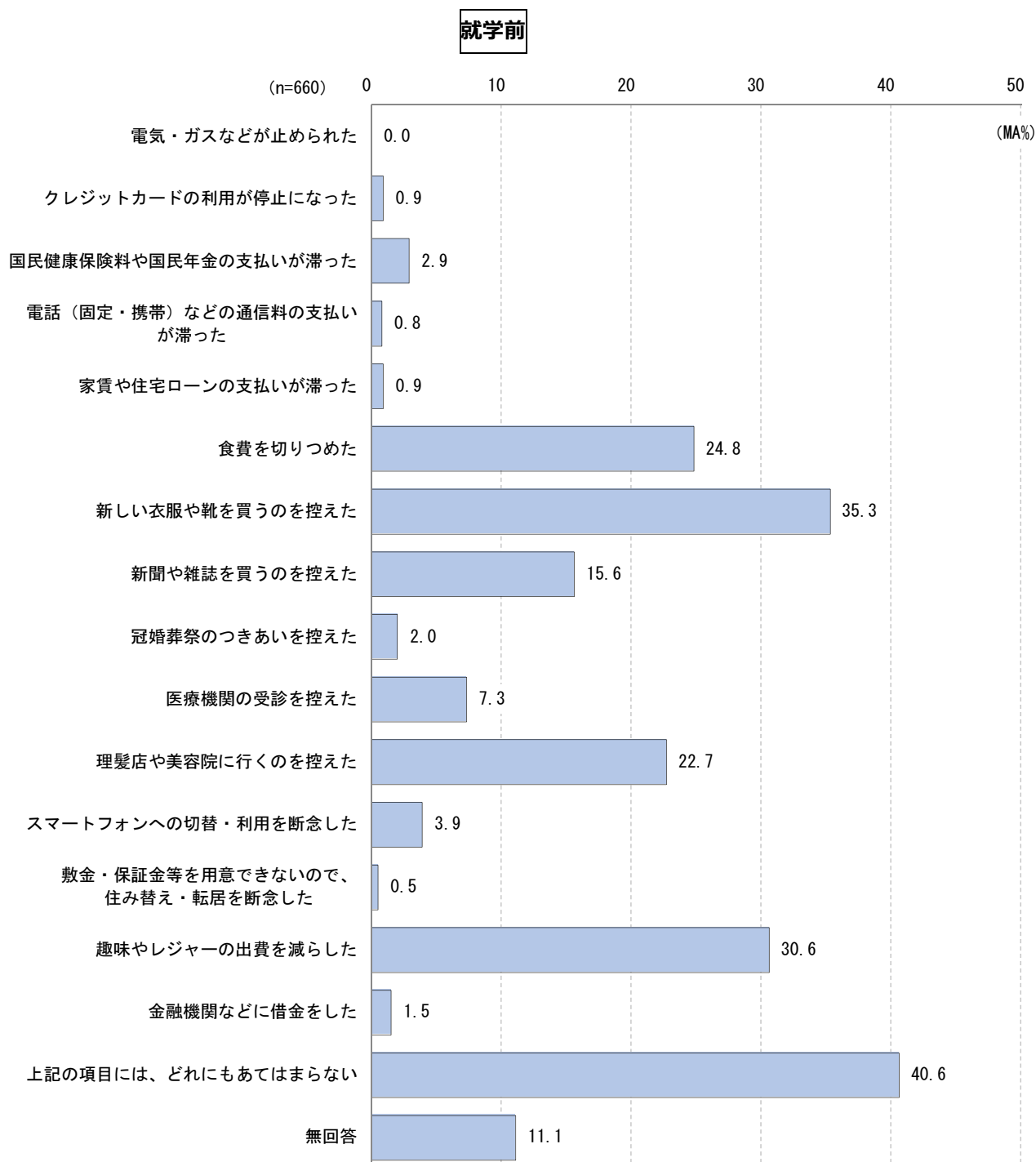
＜経済的理由で子どもに対してできなかったこと＞



③経済的理由で経験したこと

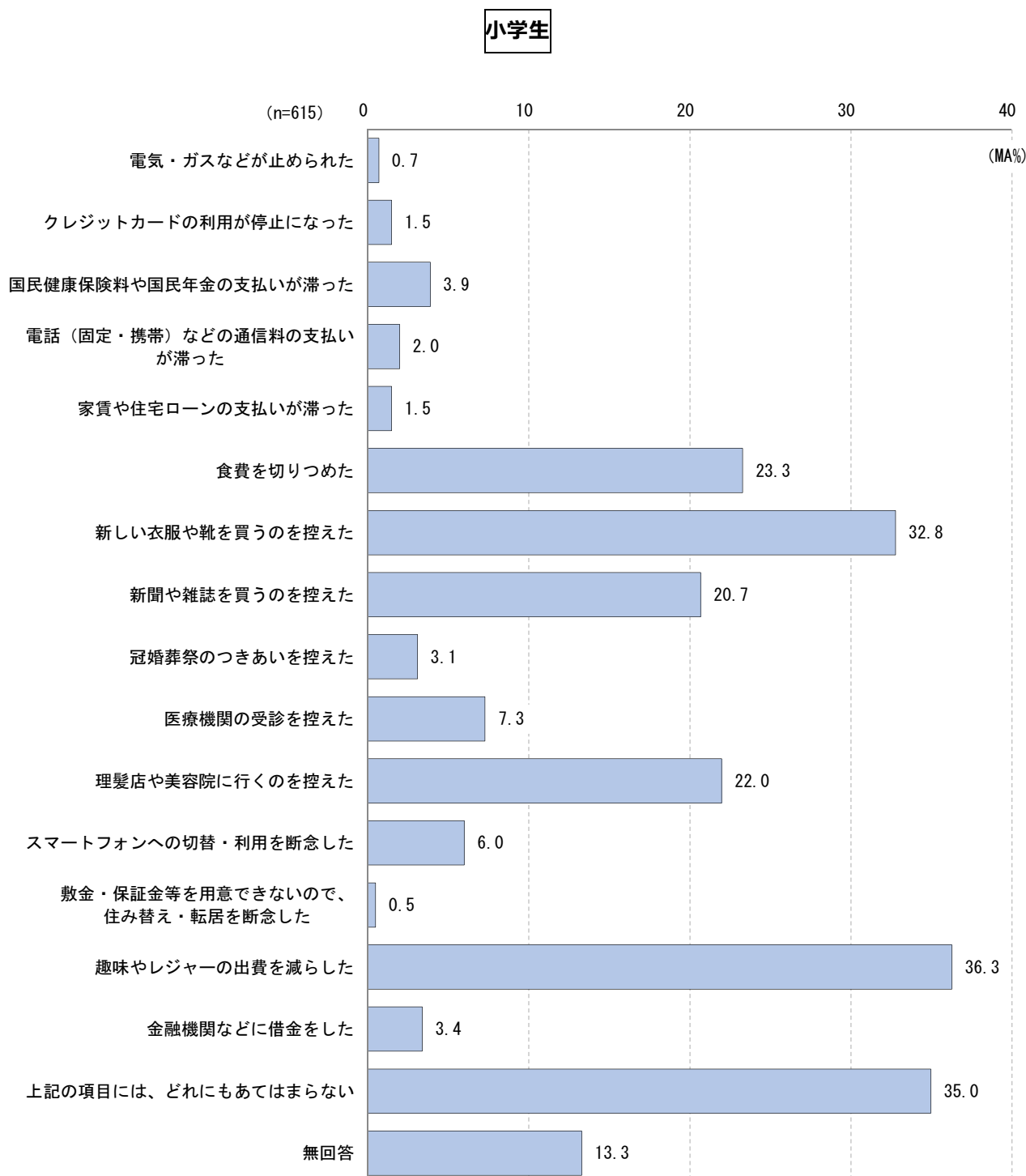
おおむね半年の間に、経済的な理由で経験をしたことについてたずねたところ、就学前の保護者では、この半年の間に経済的な理由でいずれかの経験をしたことがある割合は 48.3%となっており、具体的には、「新しい衣服や靴を買うのを控えた」が 35.3%と最も高く、次いで「趣味やレジャーの出費を減らした」が 30.6%、「食費を切りつめた」が 24.8%、「理髪店や美容院に行くのを控えた」が 22.7%となっています。

＜経済的理由で経験したこと＞



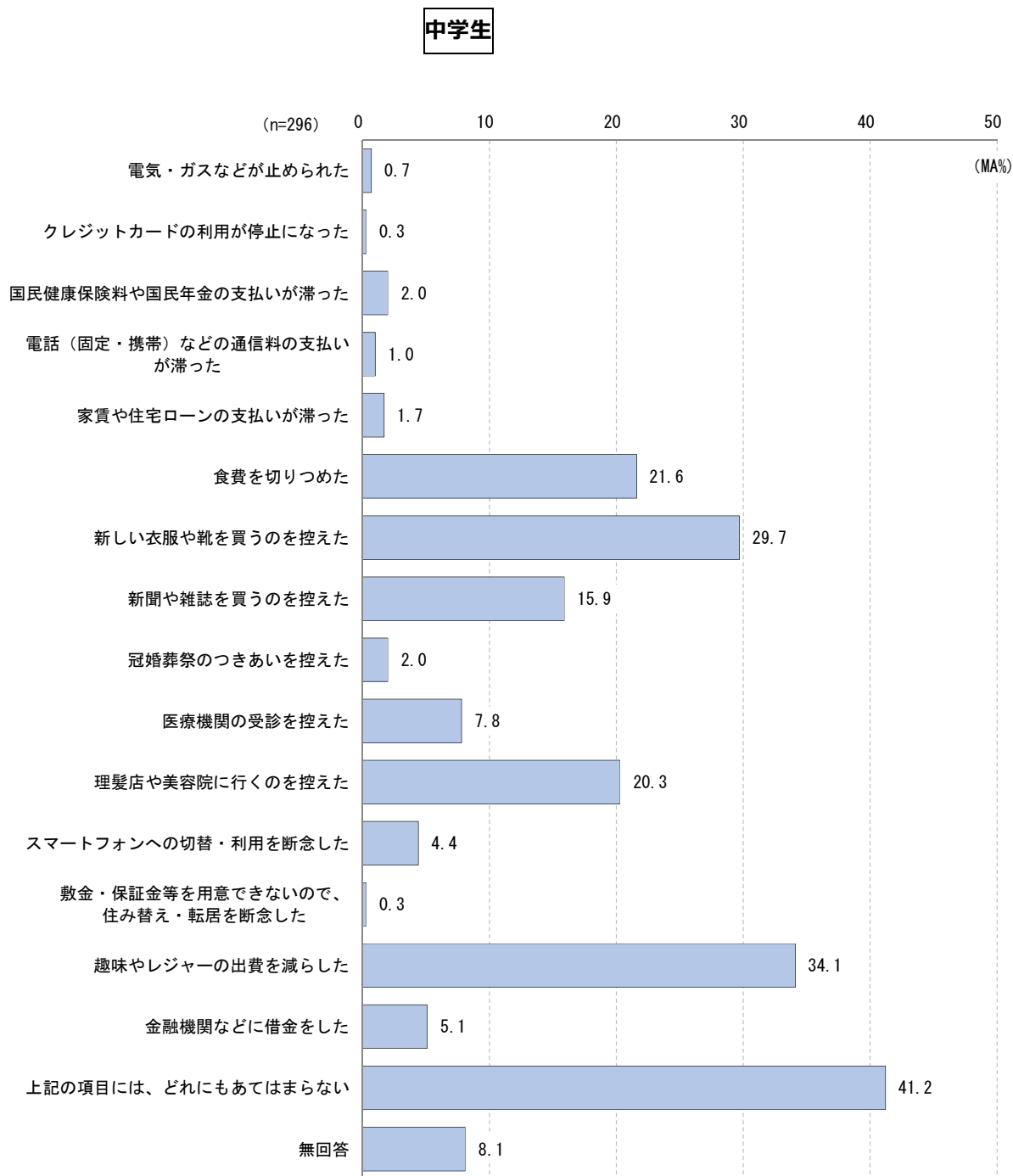
小学生の保護者では、この半年の間に、経済的な理由でいずれかの経験をしたことがある割合は51.7%となっており、具体的には、「趣味やレジャーの出費を減らした」が36.3%と最も高く、次いで「新しい衣服や靴を買うのを控えた」が32.8%、「食費を切りつめた」が23.3%、「理髪店や美容院に行くのを控えた」が22.0%となっています。

<経済的理由で経験したこと>



中学生の保護者では、この半年の間に、経済的な理由でいずれかの経験をしたことがある割合は50.7%となっており、具体的には、「趣味やレジャーの出費を減らした」が34.1%と最も高く、次いで「新しい衣服や靴を買うのを控えた」が29.7%、「食費を切りつめた」が21.6%、「理髪店や美容院に行くのを控えた」が20.3%となっています。

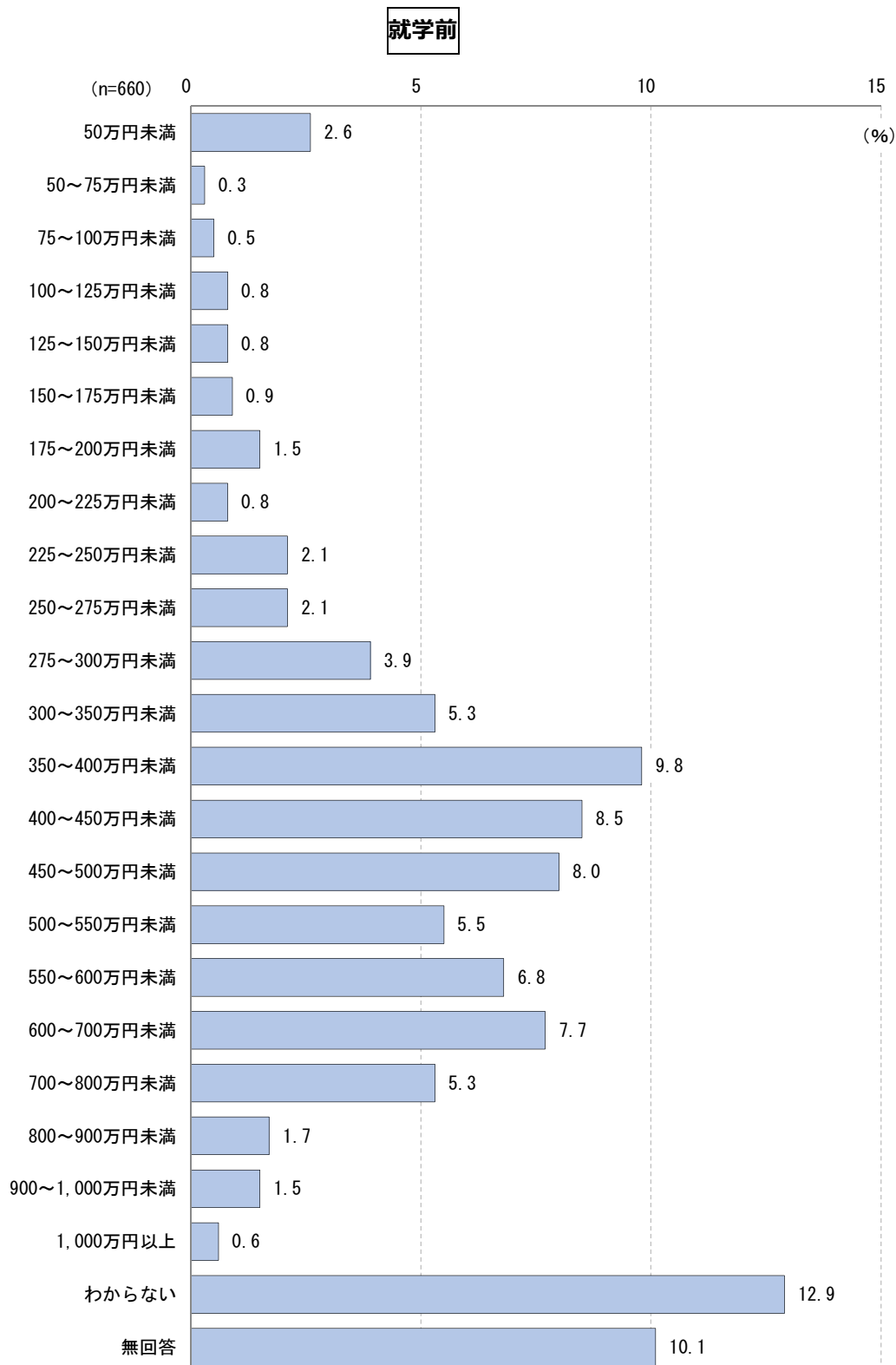
＜経済的理由で経験したこと＞



(2) 所得の状況

就学前の保護者の家庭における前年（平成 30 年）の世帯の可処分所得*の合計額は、「350～400 万円未満」が 9.8%と最も高く、次いで「400～450 万円未満」が 8.5%、「450～500 万円未満」が 8.0%、「600～700 万円未満」が 7.7%となっている。また、300 万円未満の割合は 1 割台（16.3%）となっています。

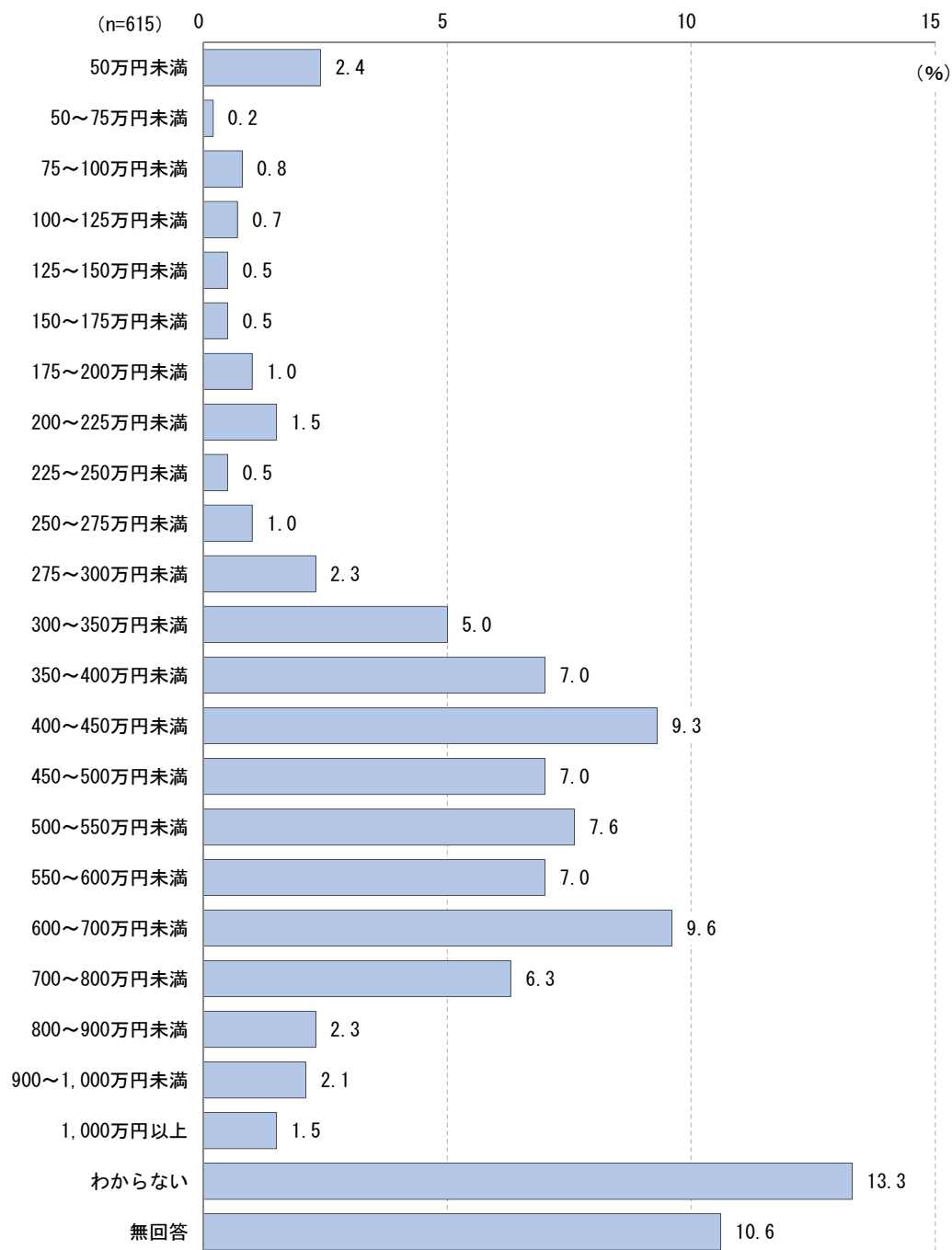
<世帯の可処分所得>



小学生の保護者の家庭における前年（平成 30 年）の世帯の可処分所得の合計額は、「600～700 万円未満」が 9.6%と最も高く、次いで「400～450 万円未満」が 9.3%、「500～550 万円未満」が 7.6%となっている。また、300 万円未満の割合は 1 割台（11.4%）となっています。

<世帯の可処分所得>

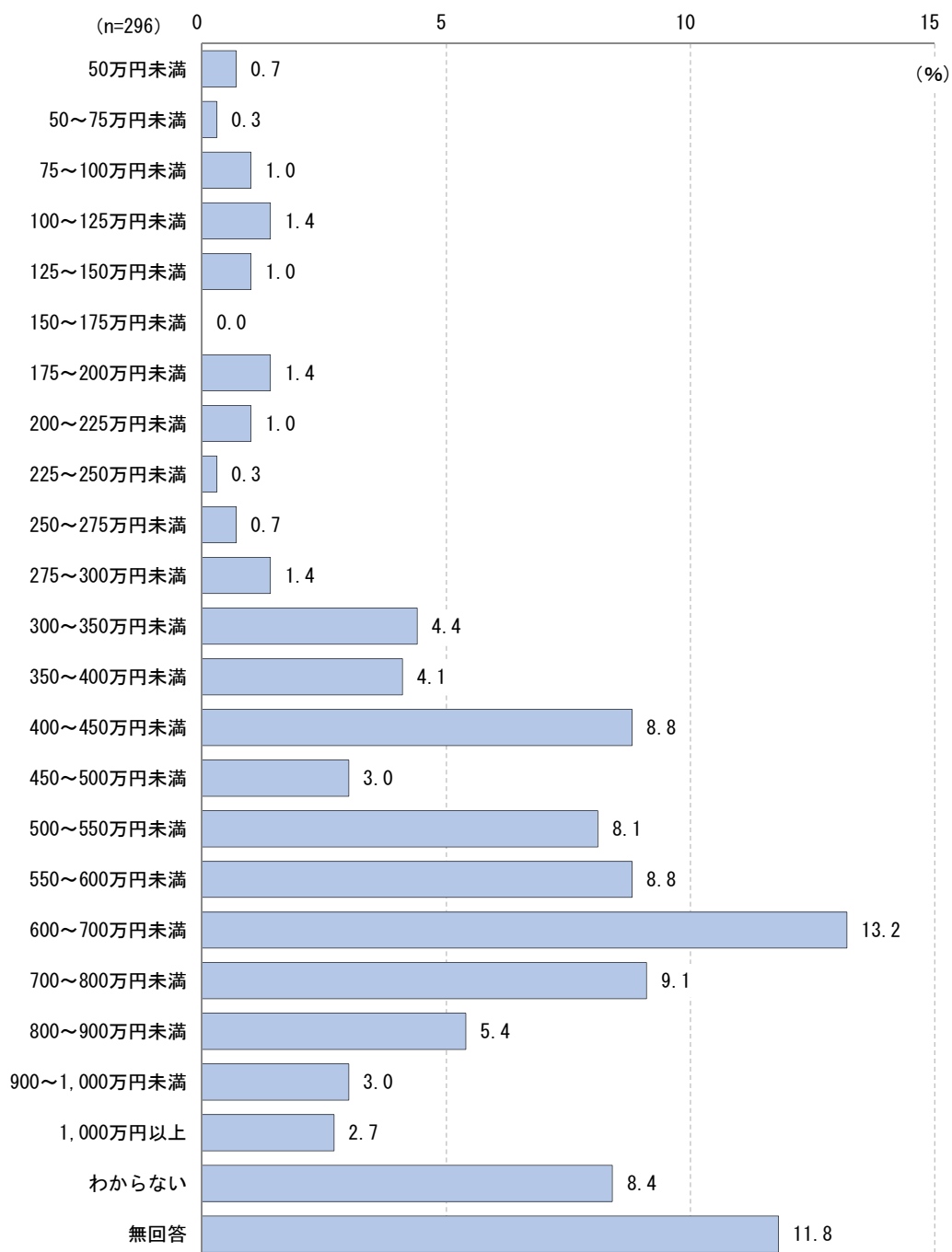
小学生



中学生の保護者の家庭における前年（平成 30 年）の世帯の可処分所得の合計額は、「600～700 万円未満」が 13.2%と最も高く、次いで「700～800 万円」が 9.1%、「400～450 万円未満」、「550～600 万円未満」がともに 8.8%となっています。また、300 万円未満の割合は約 1 割（9.2%）となっています。

<世帯の可処分所得>

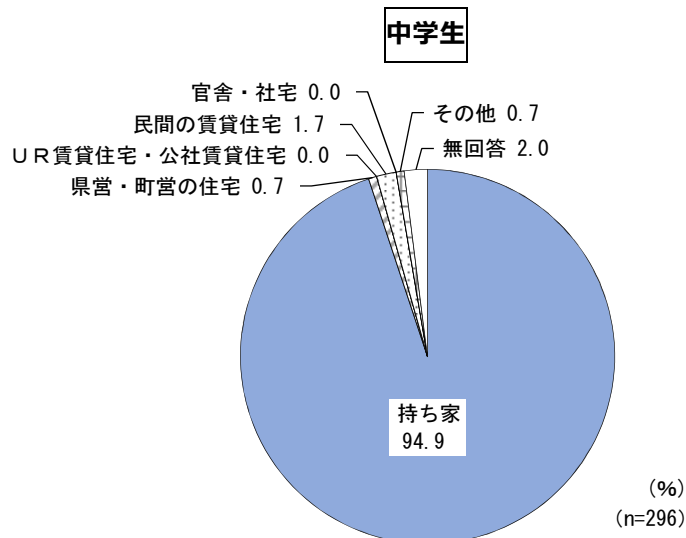
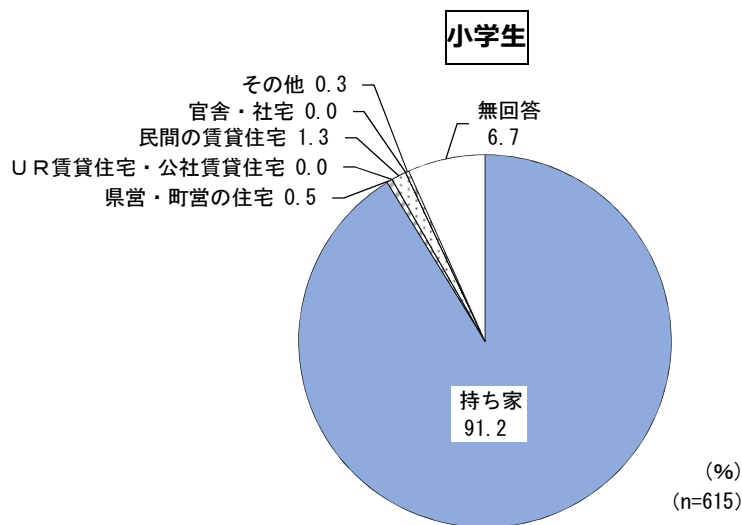
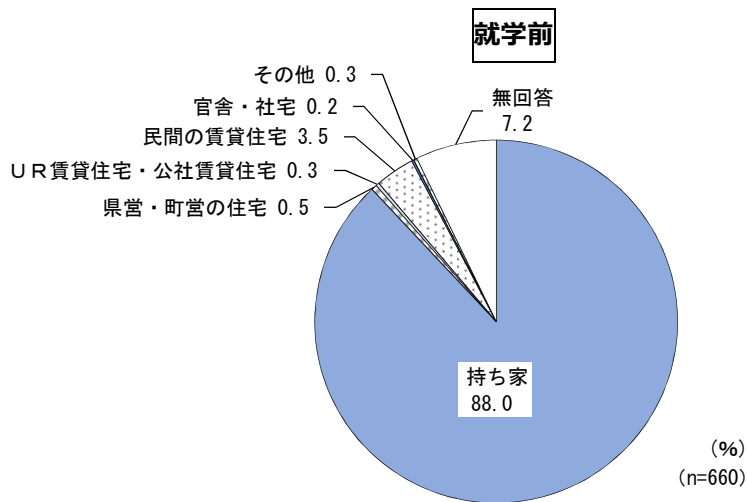
中学生



(3) 住居の状況

住居形態について保護者にたずねたところ、就学前で「持ち家」が9割弱（88.0%）、小学生で「持ち家」が9割強（91.2%）、中学生で「持ち家」が9割半近く（94.9%）を占めています。

<住居の形態>



(4) 子育て支援について

①子育て支援サービス等の満足度

子育て支援サービス等（18 項目）のうち、それぞれ利用したことがあると回答した項目について「満足」「やや満足」の合計ポイントでみた満足度の高い項目は、「⑰絵本などの読み聞かせ」で 98.0%、「⑩子育て支援情報誌等」で 96.6%、「⑪各保育所（園）・幼稚園・認定こども園*による子育て相談」で 95.8%となっています。

一方、「やや不満」「不満」の合計ポイントでみた、比較的、不満度の高い項目は、『⑨家庭児童相談、母子相談』で 20.0%、『⑭公立保育所（園）の保育内容』で 17.6%、『⑯公立幼稚園の保育内容』で 17.2%となっています。しかしながら、これらの項目も『満足』の合計ポイントのほうが高く、8割を超えています。

<子育て支援サービス等の満足度> 就学前

		調査数 (人)	満足	やや満足	やや不満	不満
		(%)				
子育て支援センター	①地域などで実施している子育てサークル	238	58.4	34.0	6.8	0.8
	②子育て支援センターが実施する行事	298	55.0	39.9	4.4	0.7
	③つどいの広場	246	47.6	40.2	11.0	1.2
保健センター	④乳幼児健診	610	49.2	40.6	8.7	1.5
	⑤母親学級（両親学級）	164	51.8	40.9	6.7	0.6
	⑥健康相談、電話相談	152	49.3	40.8	6.6	3.3
	⑦新生児訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）	444	62.4	32.4	4.3	0.9
福祉課	⑧民生委員児童委員による相談・支援活動	28	32.1	53.6	10.7	3.6
こども課	⑨家庭児童相談、母子相談	35	34.3	45.7	5.7	14.3
	⑩子育て支援情報誌等	327	38.8	57.8	3.1	0.3
保育所（園）・幼稚園・認定こども園	⑪各保育所（園）・幼稚園・認定こども園による子育て相談	144	47.9	47.9	2.8	1.4
	⑫各保育所（園）・幼稚園・認定こども園による園庭開放	303	56.8	37.0	4.9	1.3
	⑬私立保育所（園）の保育内容	124	49.2	41.1	7.3	2.4
	⑭公立保育所（園）の保育内容	108	47.2	35.2	14.8	2.8
	⑮私立幼稚園・認定こども園の保育内容	227	52.8	38.8	7.5	0.9
	⑯公立幼稚園の保育内容	169	47.9	34.9	15.4	1.8
図書館	⑰絵本などの読み聞かせ	295	50.5	47.5	1.7	0.3
教育支援センター	⑱教育相談	34	38.2	50.0	5.9	5.9

子育て支援サービス等（18項目）のうち、それぞれ利用したことがあると回答した項目について、「満足」「やや満足」の合計ポイントでみた満足度の高い項目は、『⑰絵本などの読み聞かせ』で97.4%、『⑦新生児訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）』で96.8%、『⑫各保育所（園）・幼稚園・認定こども園による園庭開放』で95.7%となっています。

一方、「やや不満」「不満」の合計ポイントでみた、比較的、不満度の高い項目は、『⑱教育相談』で12.2%、『⑩公立幼稚園の保育内容』で11.9%、『⑭公立保育所（園）の保育内容』で11.2%となっています。しかしながら、これらの項目も『満足』の合計ポイントのほうが高く8割以上となっており、全般的に、利用者の満足度は高い傾向にあります。さらに不満度を低めるための対応が求められます。

＜子育て支援サービス等の満足度＞ 小学生

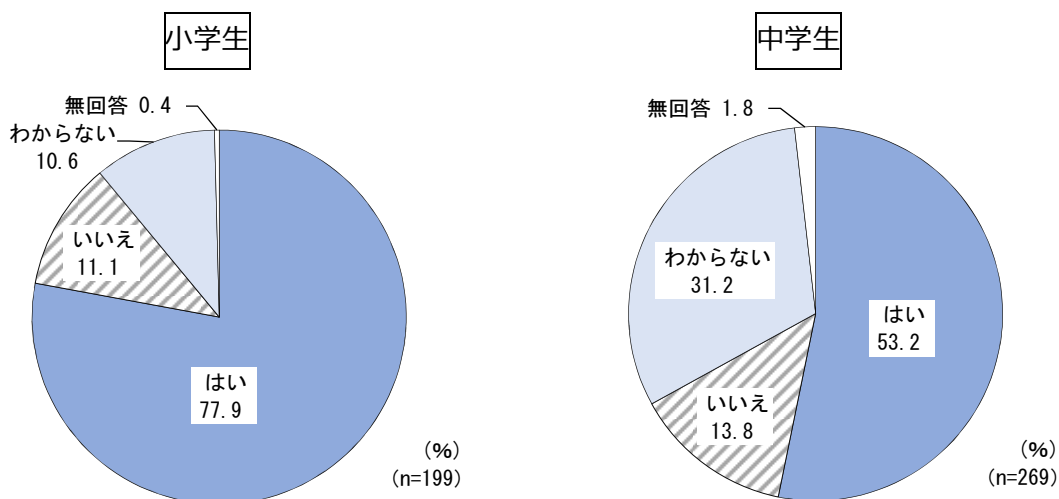
			(%)			
		調査数 (人)	満足	やや満足	やや不満	不満
子育て支援センター	①地域などで実施している子育てサークル	276	40.6	52.2	6.5	0.7
	②子育て支援センターが実施する行事	259	39.0	52.5	7.7	0.8
	③つどいの広場	175	38.3	50.9	9.1	1.7
保健センター	④乳幼児健診	539	54.5	40.1	4.8	0.6
	⑤母親学級（両親学級）	211	45.5	47.4	6.2	0.9
	⑥健康相談、電話相談	148	45.3	47.3	5.4	2.0
	⑦新生児訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）	312	59.9	36.9	2.2	1.0
福祉課	⑧民生委員児童委員による相談・支援活動	37	35.1	54.1	2.7	8.1
こども課	⑨家庭児童相談、母子相談	49	28.6	63.3	2.0	6.1
	⑩子育て支援情報誌等	249	30.9	61.5	6.8	0.8
保育所（園）・幼稚園・認定こども園	⑪各保育所（園）・幼稚園・認定こども園による子育て相談	132	47.0	45.4	7.6	0.0
	⑫各保育所（園）・幼稚園・認定こども園による園庭開放	323	49.2	46.5	3.7	0.6
	⑬私立保育所（園）の保育内容	153	59.5	34.0	5.9	0.6
	⑭公立保育所（園）の保育内容	116	47.4	41.4	9.5	1.7
	⑮私立幼稚園・認定こども園の保育内容	227	52.4	40.1	7.5	0.0
	⑯公立幼稚園の保育内容	219	42.4	45.7	9.6	2.3
図書館	⑰絵本などの読み聞かせ	313	46.6	50.8	2.6	0.0
教育支援センター	⑱教育相談	90	40.0	47.8	8.9	3.3

(5) 児童・生徒の状況

①将来の夢

小学生・中学生本人にたずねた、将来の夢を持っている(「はい」という割合は、小学生で77.9%、中学生で53.2%となっています。

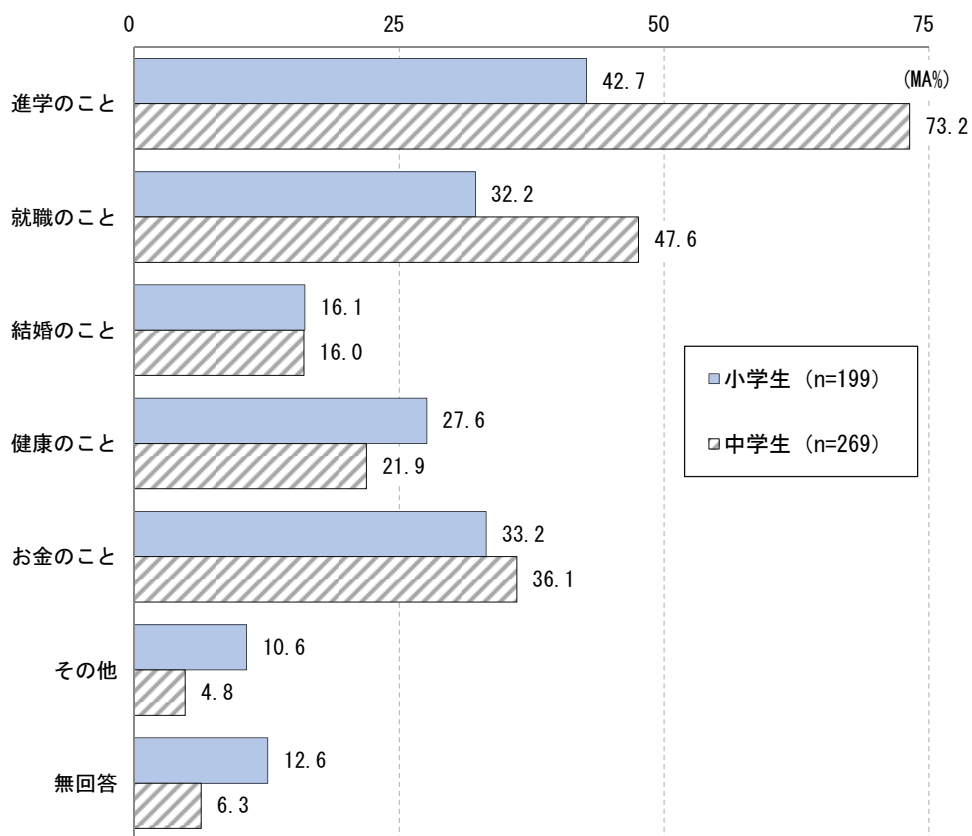
<将来の夢の有無>



②将来への不安

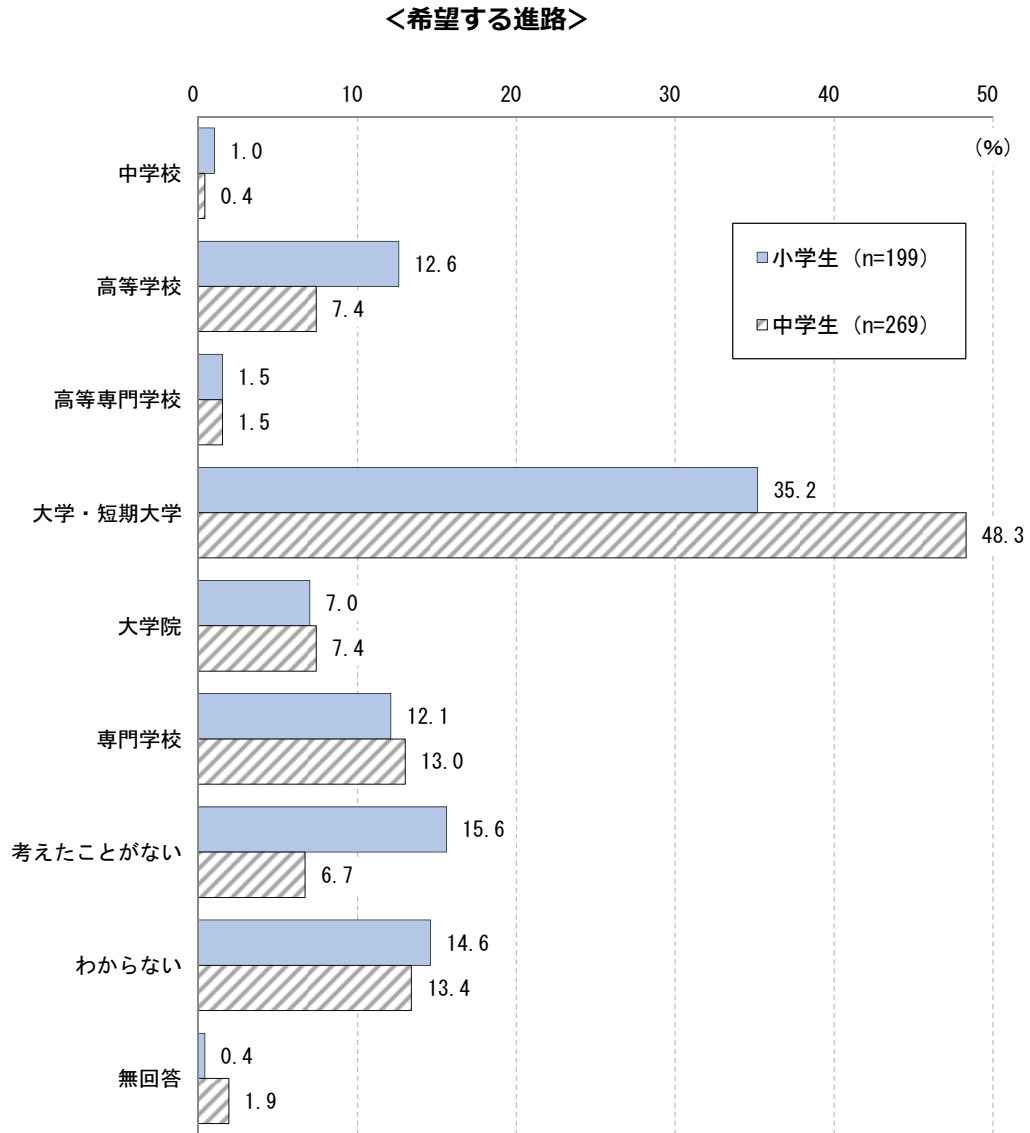
将来のことで不安に思っていることについては、「進学のこと」が小学生で42.7%、中学生で73.2%と、ともに最も高くなっています。これに続き、小学生では「お金のこと」が33.2%、中学生では「就職のこと」が47.6%となっています。

<将来への不安>



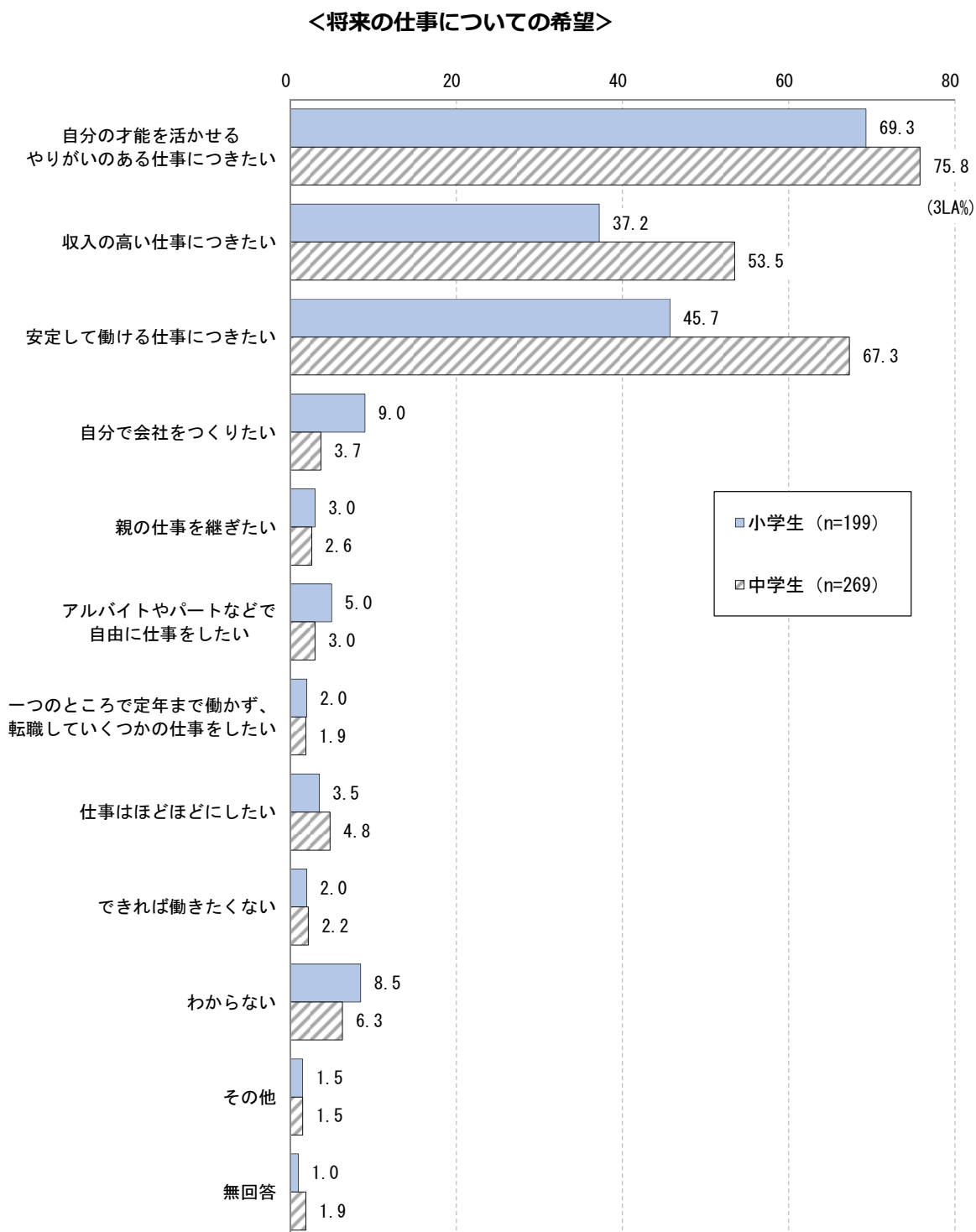
③進路に対する希望

将来どの学校まで行きたいと思うかについて、「大学・短期大学」が小学生で 35.2%、中学生で 48.3%と、ともに最も高くなっています。これに続いて、小学生では「高等学校」が 12.6%、中学生では「専門学校」が 13.0%となっています。



④将来の仕事への希望

仕事についての将来の希望としては、小学生・中学生ともに「自分の才能を活かせるやりがいのある仕事につきたい」(小学生 69.3%、中学生 75.8%) が最も高く、次いで「安定して働ける仕事につきたい」(小学生 45.7%、中学生 67.3%)、「収入の高い仕事につきたい」(小学生 37.2%、中学生 53.5%)となつています。



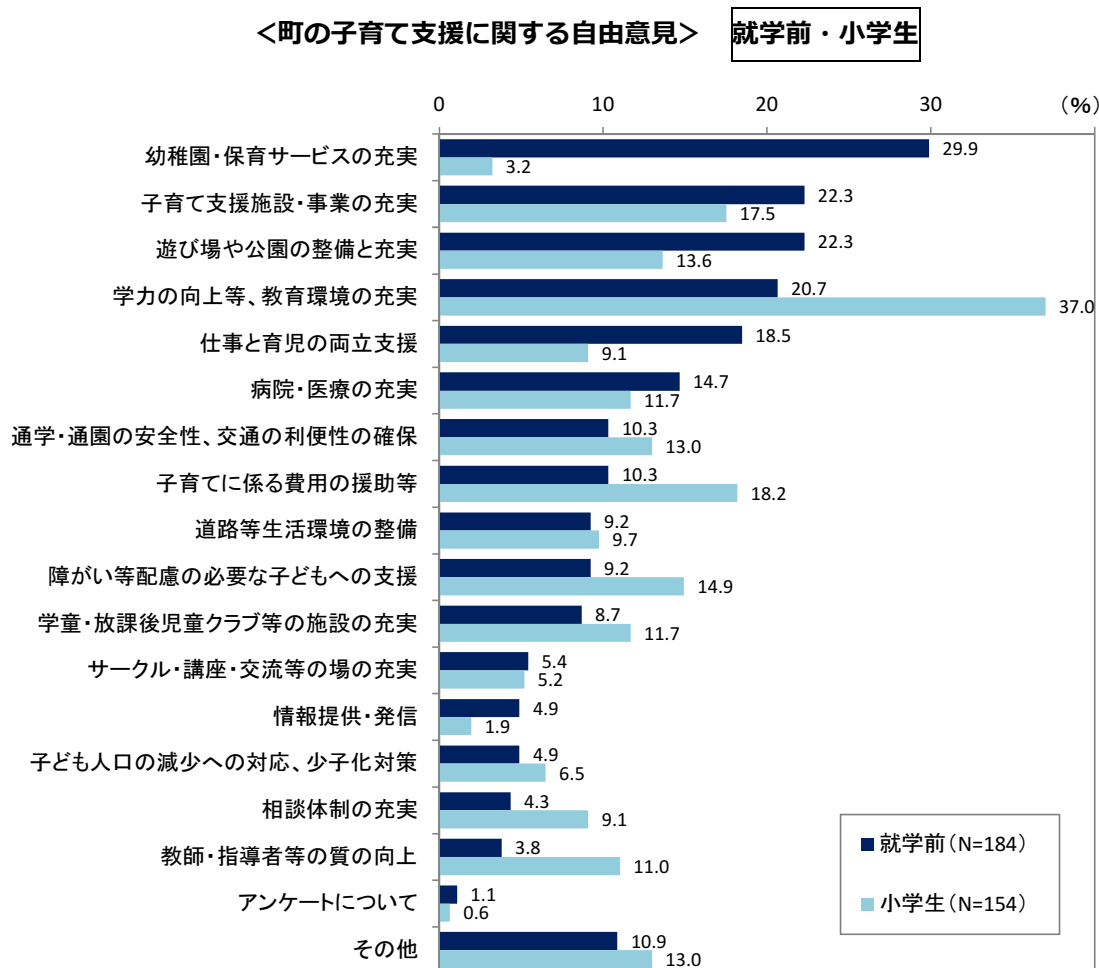
(6) 自由回答結果

①猪名川町の子育て支援について

就学前及び小学生の保護者に、猪名川町の子育て支援に関すること、子育て環境や教育・保育環境の充実、子どもの発達・障がいなどにかかる支援などに関して、具体的なご意見をたずねたところ、就学前で 184 件、小学生で 154 件の回答を得ました。

これらの自由回答についての分類結果は、以下のグラフのとおりです。就学前では、「幼稚園・保育サービスの充実」29.9%、「子育て支援施設・事業の充実」22.3%、「遊び場や公園の整備と充実」22.3%、「学力の向上等、教育環境の充実」20.7%が上位となっています。小学生では、「学力の向上等、教育環境の充実」37.0%、「子育てに係る費用の援助等」18.2%、「子育て支援施設・事業の充実」17.5%、「障がい等配慮の必要な子どもへの支援」14.9%の順に上位となっています。

「幼稚園・保育サービスの充実」に関する回答では、育成室における時間延長や長期休暇中の対応、病児・病後児保育の充実などがみられました。「学力の向上等、教育環境の充実」に関しては、クーラー整備など学力集中できる環境を望む、中学の再編計画に期待するといった回答が寄せられました。

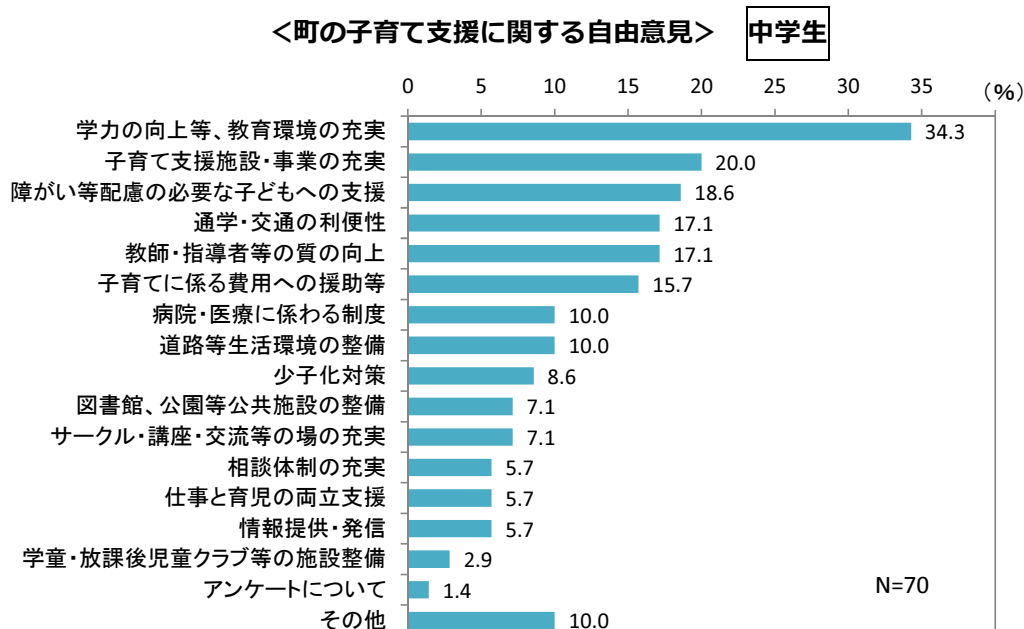


※集計については1件の回答につき、複数カテゴリーでカウントしたものも有り。次頁も同様。

中学生の保護者に、猪名川町の子育て支援に関すること、子育て環境や教育・保育環境の充実、子どもの発達・障がいなどにかかる支援などに関して、具体的なご意見をたずねたところ、70 件の回答を得ました。これらの自由回答についての分類結果は、次頁のグラフのとおりです。「学力の向上

等、「教育環境の充実」34.3%、「子育て支援施設・事業の充実」20.0%、「障がい等配慮の必要な子どもへの支援」18.6%、「通学・交通の利便性」17.1%等が上位となっています。

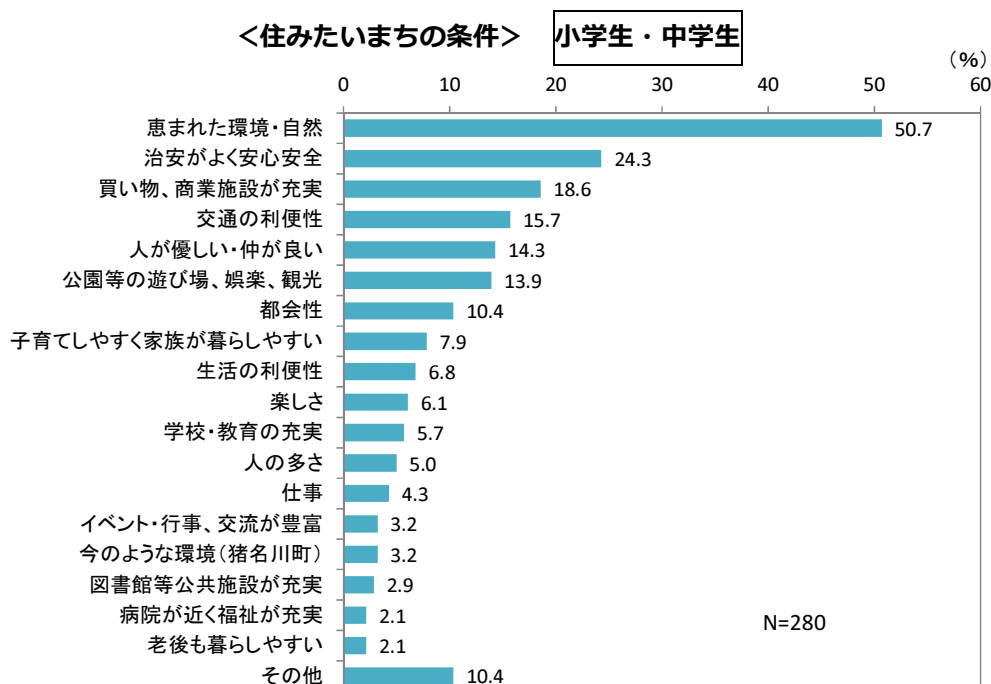
「学力の向上等、教育環境の充実」では、地元高校の学力向上、自習学習できる公共の場づくり等の回答があり、「子育て支援施設・事業の充実」では、遊び場・相談の場についての小学校の活用、子育て支援に関する情報発信の充実といった回答がありました。



②今後、住みたいまちについて

小学生・中学生ご本人に、これから住みたいまちは、どんな環境や暮らしができるところかたずねたところ、「恵まれた環境・自然」が50.7%と最も求められており、「治安がよく安心安全」24.3%、「買い物、商業施設が充実」18.6%などとなっています。

「恵まれた環境・自然」では川や山などの自然がたくさんあるところ、自然豊かで環境によりサイクル活動をしているところ等がみられ、「治安がよく安心安全」では、安心・安全に暮らせる、事故のないところ等の回答がありました。



第7節 子どもの生活に関する支援サービスの現状と推移

1. 子育てに関する経済的支援の状況

児童扶養手当は、平成26年度と平成30年度を比較して、わずかながら減少している。

母子家庭等医療費助成事業*については、平成27年度までは、受給者数に子どもの数も含まれていたが、平成28年7月より、中学校卒業までの医療費無償化を開始したことから、子どもの受給者数が減少したため、大幅な減少となった。

また、県においては、母子家庭等を対象に母子家庭高等技能訓練促進費交付事業*を実施している。

①ひとり親家庭等に対する支援

項目			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童扶養手当	受給者数	人	185	186	185	172	180
	助成額	円	7,018,716	4,067,492	3,071,958	2,547,803	2,389,892
母子家庭高等職業訓練促進給付金事業	申請件数	件	2	3	2	2	1
	交付金額	円	2,046,000	2,892,000	2,046,000	2,046,000	1,200,000

②教育・保育サービスの利用に対する支援（母子・特別認定世帯・生活保護世帯等）

項目			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
就学援助	助成	人	児扶手：96 生活困窮：150 生活保護：2	児扶手：99 生活困窮：142 生活保護：3	児扶手：89 生活困窮：143 生活保護：0	児扶手：97 生活困窮：180 生活保護：1	児扶手：113 生活困窮：164 生活保護：1
		人	31	45	46	43	42
教育・保育施設の利用	保育料減免	人	4	9	5	1	1
留守家庭児童育成室	育成料減免	人	31	33	42	39	43
病児・病後児保育事業	利用料減免	人	—	—	1	0	1
子育て家庭ショートステイ	利用料減免	人	0	2	0	4	4
子育て支援ホームヘルパー	利用料免除	人	0	0	0	0	0

2. 要保護児童対策の状況

児童虐待*に関する町への相談件数と児童虐待の疑い件数は、平成 29 年度以降大幅に増加している。児童虐待等の相談先の周知の効果・関係機関との連携等により、これまでより連絡が増え、発見が増加したことが考えられる。

障がい児への支援では、放課後等デイサービス*の利用者数が年々増加している。

①要保護児童対策の状況(児童虐待)

項目		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
虐待相談件数	件	462	475	514	1,313	2,227
虐待件数	件	18	21	27	56	66

※虐待件数には虐待の疑いを含む数値

資料：猪名川町

【参考：兵庫県内のこども家庭センターの相談件数】

項目		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
虐待相談件数	件	2,657	3,281	4,104	5,221	6,714

資料：兵庫県「平成30年度県こども家庭センターの児童虐待相談対応件数」

②障がい児への支援(0～18歳)

項目			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給決定者数	放課後等デイサービス	人	58	67	79	93	107
	短期入所	人	11	15	17	17	13
	居宅介護	人	4	6	5	5	5
生活支援サービス	補装具給付者数	人	11	10	13	11	8
	日常生活用具給付者数	人	7	6	9	8	8
日中一時支援事業	登録者数	人	42	43	46	38	36

資料：猪名川町

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本計画の基本理念は、以下のとおり定めます。

現在から未来へと夢・希望が広がるまち 猪名川

- 現在から未来に向けて、猪名川町に住むすべての子どもたちが、前向きな気持ちで夢や希望を持てる地域社会の構築を目指します。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じます。

上位計画・関連計画

- 子どもたちを健やかに育む（「猪名川町総合計画」との整合）
 - ・子育て世帯への支援サービスや相談体制などの充実を図り、子育て世帯が暮らしやすさを実感できるまちづくりを目指します。
 - ・子どもの健やかな成長とともに、親もいきいきと満足感を得て暮らせる取り組みを図ります。
- 子育てするなら猪名川町（「猪名川町地域創生総合戦略」との連動）
 - ・猪名川町で子育てをしたい、猪名川町で子育てをして良かったと思えるよう、子育てしやすい環境づくりや取り組みを多岐に渡って積極的に行います。
 - ・子育て世代の転入超過を目指し、子育て世代が「もう一人」を産みやすい社会を形成します。
- いripp子きらきら 笑顔輝くまち 猪名川（「第二期猪名川町子ども子育て支援事業計画」との整合）
 - ・猪名川町に生まれ、育つ子どもたちが誇りをもって心豊かな人生を送り、保護者が「親としての自覚」をもちながら愛情のある子育てができるよう支援していきます。
 - ・住民をはじめ地域社会、事業者、行政等多様な主体が連携し、協働することで、子どもと大人がともに育ちあい、子どもの笑顔がきらきらと輝く喜びをみんなで分かち合えるまちをめざして、取り組みを進めていきます。

第2節 基本的な視点

本計画は、次の4つの視点に基づき、総合的な施策の展開を図ります。

視点1 健やかな子どもの成長を第一に考える

- ・子どもの人権を尊重します
- ・子どもの主体的な学びを支援し見守ります
- ・わがまち猪名川がもつ資源を活かし、心の豊かさとたくましさを兼ね備えた子どもたちを育みます
- ・まちの宝である子どもたちが健やかに育つ環境づくりに取り組みます

視点2 すべての子ども・子育て家庭を社会全体で支える

- ・子育て家庭のさまざまな負担・不安を軽減し、保護者が子育ての第一義的な責任を果たすとともに、喜びを実感しながら子育てをできるよう支援します
- ・それぞれの子どもや子育て家庭に応じた、きめ細かい支援に取り組みます

視点3 ネットワークを組んで取り組む

- ・地域にあるさまざまな主体がパートナーシップをもって子育て支援に取り組みます
- ・地域の支援を通じて、信頼とぬくもりの関係を築き、子どもたちにとって安全・安心な環境づくりに取り組みます

視点4 猪名川の地域特性を考える

- ・子どもが猪名川町の豊かな自然と親しみ、自然や生命を大切にする心を育みます
- ・ニュータウンや田園地域等、住んでる地域にかかわらず、だれもが気軽に子育てに関する情報を得ることができ、サービスや施設を利用することができる環境づくりに取り組みます

第3節 基本目標

基本目標1 子どもの教育・学習に関する支援の充実

子ども自身が抱える不安及び経済的困窮等の家庭の心配事が、子どもたちの心身の成長に大きな影響を及ぼすことから、子どもを取り巻く環境が目まぐるしく変化する状況を考慮する中で、関係機関が連携して、子どもの状況に合わせた適切な教育・学習支援等を行っていけるよう体制を強化します。

また、障がいのある・なしに関わらず、全ての子どもがそれぞれの状況に適した教育・保育を受け、心豊かにいきいきと成長できるような環境づくりを目指します。

さらに、子どもの学力が保証されるよう、教職員等の指導体制を充実するとともに、個に応じたきめ細やかな指導を推進します。また、子どもが学校において安心して過ごし、悩みを教職員に相談できるよう、教育相談体制の充実を図ります。

基本目標2 子育て家庭を取り巻く環境の充実

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法*に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じて適切な関係機関につなぎます。また、生活困窮者及び生活保護受給者のうち就労に向けた準備が必要な者に対し、相談・指導や就労支援等の自立に向けて、県や関係機関と連携しながら支援します。

ひとり親家庭については、ハローワーク伊丹の協力を得て、安定した就労に向けた相談事業を実施しています。また、兵庫県の制度による、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金（住宅の建設等に必要資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付けを通じ、住宅支援を実施します。

ひとり親世帯をはじめ、在宅障がい児（者）世帯、生活保護世帯等の支援が必要な家庭については、保育所等や留守家庭児童育成室*の保育サービスの利用において、優先的に利用ができるように利用調整を行います。

また、地域において、安全・安心して暮らすことができるよう生活環境の整備を行い、子育てに関する相談事業の充実や各種情報提供等も行います。

基本目標 3

子どもと子育て家庭への経済的支援の充実

一人親世帯や子どもの貧困世帯などに対し、就労支援や経済的負担の軽減などの生活支援に取り組むとともに、一人親世帯や貧困世帯が孤立することがないように、地域の団体等と連携し、地域で支える体制の強化を図っていきます。

子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るため、幼児教育・保育に係る3歳児から5歳児の給食費の完全無償化や中学3年生までの医療費の公費負担、また、就学援助・各種奨学金の支給等を通して、経済的負担の軽減を図り、安心して子育てができる環境づくりを行います。

また、貧困世帯であっても妊娠期から子育て期に至るまで、子どもと保護者が心身ともに健康を維持できるよう支援していきます。

第4節 施策の体系

基本理念

現在から未来へと夢・希望が広がるまち
猪名川

基本方向

基本目標1
子どもの教育・学習に
関する支援の充実

- ### 施策展開
- (1) 教育環境の整備
 - (2) 教育・保育の連携や子育て支援の質の向上
 - (3) 放課後児童の健全育成
 - (4) 障がい児等特別な支援が必要な子どもに対する施策の充実

基本目標2
子育て家庭を取り巻く
環境の充実

- (1) ひとり親家庭の生活支援と自立促進
- (2) 子育てを支援する生活環境の整備
- (3) 情報提供・相談体制の充実
- (4) 子どもの安全の確保
- (5) 仕事と家庭生活の両立

基本目標3
子どもと子育て家庭への
経済的支援の充実

- (1) 福祉サービスの充実
- (2) 子育てに伴う経済的負担の軽減

第4章 施策の展開

本章の見方

- 各節のタイトルは、施策の体系の「基本目標」を示します。
- 節の次の行以降の番号とタイトルは、基本目標ごとの「施策展開」を示します。
- 施策展開を落とし込んだ表は、「No.」（事業番号）、「施策」、「内容」（各施策の内容）、「方向性」で構成されます。
- 表内の「No.」の欄は、1行目に本計画における番号を表記し、2行目に括弧書きで「子ども・子育て支援事業計画」における番号を示しています。
- 子ども・子育て支援事業計画の施策から、本計画での施策展開に援用できる施策を明示しています。
- 本計画では、子どもの貧困に対する具体的な施策展開を図るとともに、貧困によりマイナスの方向に陥りやすい状況に対する支援や早期発見・未然防止の観点から、子ども・子育て支援事業計画との整合を図った内容としています。

■方向性の欄には、各事業の方向性について、下表による区分を表示しています。

継続	………これまでの取り組みを継続して実施するもの
充実	………これまでの取り組みを計画期間中に量的及び内容的に拡充して実施するもの
縮小	………これまでの取り組みを計画期間中に量的及び内容的に縮小して実施するもの
新規	………計画期間中に新たに実施するもの

第1節 子どもの教育・学習に関する支援の充実

1. 教育環境の整備

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。

しかし、近年におけるいじめや不登校等子どもを取り巻く環境の変化等により、学校教育に対するニーズは、ますます複雑化・多様化する側面もみられます。

ニーズ調査では、9割前後の小中学生が「学校は楽しい」「親友といえる友だちがいる」と答える一方で、自分の悩みを相談できる相手がいない子どもが少なくありません。また、友だちがいじめられたら声をかけられる子は、小学生で約7割ですが、中学生では約5割にとどまっています。

世界は、グローバル化*や情報通信技術の進展に伴い、人やモノ、情報がさまざまな文化、価値観のもとで国境を越えて流動するなど、激しく変化しています。そのような国際社会で自立し、未来の猪名川町を創るためにも、変化の激しい社会を生き抜く力を育む必要があります。

子どもが育ち、大人も育つ教育の心のあるまちを実現するため、学校と家庭、地域が連携を図り、教育環境のさらなる充実を図ります。

No.	施策	内容	方向性
1 (62)	命の大切さや子育ての意義等を学ぶ教育の推進	・体験学習や道徳教育を通じた命のつながりや、そのかけがえのなさに気付く、生命尊重の精神を培う機会の提供	継続
		・中学校の家庭科における家族・家庭と子どもの成長にかかる教育の実施	継続
2 (64)	健康・体力づくり、食育*の推進	・スポーツの基礎・基本を育み、運動の楽しさや喜びを体感するための子どもたちの発達段階に応じた体育指導	継続
		・食事や睡眠等の基本的な生活習慣づくりや生活習慣病の予防、性、喫煙・飲酒、薬物乱用防止等に関する教育	継続
		・望ましい食習慣や自己管理能力を身につけることをめざした、学校・園の給食、地域団体との連携による調理実習の実施	継続
3 (65)	心の悩みに対する相談支援体制の充実	・子ども本人・教師・保護者のさまざまな相談に対応し専門的な立場からのアドバイスを行うことができるスクールカウンセラー*の配置による、子どもたちが抱える心の問題への早期対応・支援の実施	充実
		・思春期を迎える子どもの保護者等に対する関係機関と連携した啓発冊子等による情報提供	継続

2. 教育・保育の連携や子育て支援の質の向上

成熟化社会*の進展により豊かさや利便性の恩恵が受けられる時代、子どもの豊かな人間形成のための教育が重要であり、家庭に次ぐ子どもの人間形成の場として学校や園の果たす役割は大きく、一人一人に合った望ましい発達を促していくことが求められます。

子ども一人一人の育ちを大切にされた保育の質や幼児教育の充実を図るとともに、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ幼稚園・保育所と小学校の連携を促進し、保・幼・小・中への円滑な接続性を推進します。

No.	施策	内容	方向性
4 (67)	地域に開かれた教育・保育環境づくり	・各保育所や地域の状況に応じた高齢者や異年齢児間の交流の促進	継続
		・保護者との定期的な懇談会の開催、学校・園だより、ホームページ等を通じた積極的な情報提供等、保護者や地域の人々の理解と協力を得られるような体制づくり	継続
		・学校・園評議員制度*の効果的な活用や、学校評価に学校関係者評価を導入し結果を公表するなどといった、学校運営に保護者や地域住民の意見を取り入れるシステムの確立	継続
5 (68)	学校・幼稚園・保育所・認定こども園間の連携強化	・保育所間及び民間の認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、小学校との連携の強化	継続
		・子どもの発達を踏まえた一貫性のある就学前教育をめざした互いの交流と連携の強化	継続
		・認可外保育施設との連携による保育サービスの実施	継続
		・パンフレット等による保護者への連携に関する情報提供	継続

No.	施策	内容	方向性
6 (69)	教職員の資質向上と研修体制の確立	・計画性のある研修実施による、教員が教育の専門家として信頼される資質向上の促進	継続
		・教育委員会及び各学校・園における研修の実施による資質向上の促進	継続
7 (71)	幼児教育・保育の充実	・子ども一人一人の発達・個性に合わせた集団生活における主体的な遊び・学びを通じた人間形成と、社会で生きるための基礎の育成	継続
		・幼稚園教諭、保育士、保育教諭の研修等の充実による子育ての専門家としての資質向上	継続
		・保育所・幼稚園・認定こども園が互いの保育内容や指導方法の認識を深めることによる就学前教育の向上	継続

3. 放課後児童の健全育成

学童保育ニーズの高まりとともに、地域の中で子どもがさまざまなことを体験し、学び、成長する機会の充実が重要となっています。

留守家庭児童育成室の利用ニーズは、特に小学校低学年で高く、保護者の就労形態の多様化、地域による課題に対応し、今後も留守家庭児童育成室の拡充を図る必要があります。

留守家庭児童育成室や放課後子ども教室、その他の地域での活動等が連携を図り、子どもたちが放課後や週末等に地域社会の中で安全で安心して、健やかに成長することができる環境づくりを進めます。

さらに、学校や地域等、さまざまな場において、子どもや保護者の多様な悩みや不安に対応し、気軽に相談できる仕組みづくりを進めます。

No.	施策	内容	方向性
8 (20)	子どもの居場所づくり	・学校との連携による児童が安全・安心して過ごせる居場所づくりの推進	継続
		・学校や地域ボランティアとの協力による、放課後子ども教室におけるスポーツ・文化活動・体験活動や交流活動の実施	継続
		・放課後子ども教室の実施意向のある学校区を調査・把握するなど、実施に向けた計画的な整備の推進	継続
9 (21)	放課後における子どもの保育等の充実	・保護者が日中就労等で家庭にいない児童が健やかに成長するための適切な遊びと生活の場の提供	継続
		・利用者の動向等を踏まえた開設日数や実施時間、受入人数、設置場所の見直し等の体制の充実	継続
		・高学年児童の受け入れニーズに対応できるよう、小学校4年から小学校6年まで順次拡大の実施	継続
		・教育・福祉両部門の連携強化による指導員の資質向上のための研修の機会づくり	継続
		・学校、育成室及び家庭の連携強化と子どもの健全育成支援	継続

4. 障がい児等特別な支援が必要な子どもに対する施策の充実

障がいの有無にかかわらず、幼児期から子ども同士が交流し、双方の意識の上での障壁を解消することが重要であるとの考え方が広まりつつあります。

ノーマライゼーション*の考え方が浸透する中で、障がいのある子どもや親の積極的な社会参加を促すため、乳幼児期から一貫した支援体制の充実が求められています。ニーズ調査からは、子どもの発育・発達に関する悩みが増加しており、身体・知的・精神のみならず発達障がい等、障がい児や支援が必要な子どもたちに関して周囲の理解を深めていくことが必要です。

本町では「猪名川町障がい者（児）福祉計画」に基づき、障がい福祉サービスの提供を行っていますが、受給者が増加しており、サービスの種類によっては、より一層、提供体制の整備を進める必要があります。

障がいのある子どもの健やかな発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、関係機関等と連携を強化し、ライフステージを通じて一貫して支援する総合的な取り組みの充実を図ります。

さらに、発達障がいに関する相談と対応へのニーズが高まっていることから、庁内の関係課、関係機関との連携強化や、より多くのサービスの提供事業所の参画を図るとともに、発達障がいを含めた障がいに対する住民の理解を深める取り組みを推進します。

No.	施策	内容	方向性
10 (53)	障がいの早期 発見・早期療 育	・乳幼児健診における発達の遅れや心身に障がいのある子どもの 早期発見及び医療機関をはじめ関係機関との連携による早期 療育体制の充実	継続
11 (54)	相談体制の充 実	・障がいのある子どもやその家族にとって身近な相談窓口とな る、専門的相談、身近な生活に関する相談等に対応できる体制 の充実	継続
		・社会福祉協議会の障害者相談支援センターとこども課が連携を 図った相談体制の充実	継続
12 (61)	障がいへの理 解・啓発の推 進	・特別支援教育の啓発の推進と、障がいのある児童生徒に対する 正しい認識と理解の促進	継続
		・学校教育の場におけるさまざまな教育活動を通じた、児童生徒 が障がいへの理解を深める指導の実施	継続
		・保護者に対する保護者会や学校だより等を通じた理解を促す取 り組みの推進	継続

第2節 子育て家庭を取り巻く環境の充実

1. ひとり親家庭の生活支援と自立促進

国勢調査結果によると、本町ではひとり親世帯の増加がみられ、特に母子世帯数が増えています。ひとり親家庭では、その多くが子育てと生計の担い手という二つの役割を担っており、子どもの養育や収入等さまざまな困難を抱え、生活環境が厳しい状況が少なくありません。

ひとり親家庭の自立を支援し、子どもの健やかな成長を促すため、就労支援や多様な就労形態、それぞれの家庭の状況に応じて日常生活を支援するための相談や経済的支援の充実を図ります。

No.	施策	内容	方向性
13 (51)	ひとり親家庭等に対する相談体制の充実	・母子・父子自立支援員*による相談支援体制を充実した、ひとり親家庭等の自立に必要な相談・指導の実施	継続
		・ひとり親家庭等が気軽に相談し、子育ての楽しさや喜びを共有できる仲間づくりの促進	継続
14 (52)	ひとり親家庭の自立支援の推進	・ひとり親家庭等の生活基盤の安定を促す、社会的、経済的自立を支援するための就労支援の推進	継続

2. 子育てを支援する生活環境の整備

地域において安全・安心で快適な住生活を営むことは子育て世帯の願いです。

また、子どもが健やかに成長するためには、良好な生活環境を整備し、快適に暮らせるまちづくりが求められます。ニーズ調査からは、外出時の安全に心配があるといった困りごとへの対応、安心して遊べる場所等、子どもを支援する環境が求められています。

魅力あるまちにとって、子どもと一緒に安心して外出を楽しめる環境づくりが重要であることから、公共施設でのおむつ替えや授乳ができるスペースの増設や安全で快適な歩道の整備を進めていきます。

No.	施策	内容	方向性
15 (72)	地域における見守り体制の充実	・「い～な～スマイルあいさつ運動」や他人の子どもをも叱る運動等、地域をあげて子どもたちを見守る取り組み	継続
		・青少年育成指導員*等による定期的な巡回指導等の実施による、青少年の問題行動等の未然防止	継続
16 (75)	悪質な情報からの子どもの保護	・インターネット等で発信されている性的に偏った情報や悪質な犯罪行為につながる情報等に子どもが惑わされないための、インターネット・携帯電話、スマートフォンの危険性やその対策等についての啓発	継続
17 (76)	ゆとりとうるおいある住環境の整備	・美しい景観づくりや河川等の保全、美化・緑化・花いっぱい運動等による、ゆとりとうるおいある子どもの健全育成の場としての住環境の確保	継続
18 (77)	公営住宅の整備・改修	・「兵庫県福祉のまちづくり条例*」に基づく、若年層や高齢者世帯等の幅広い世帯構成に応じた設備の更新やバリアフリー*化等の居住環境の向上	継続
19 (79)	福祉のまちづくりの推進	・高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を連れた人等、すべての人が暮らしやすいまちづくりの実施	継続
		・「兵庫県福祉のまちづくり条例」の理念の住民や事業主等への普及・啓発と、条例に基づく施設等の安全性・快適性に配慮した整備体制の構築	継続
20 (80)	バリアフリー関連情報の提供	・町や社会福祉協議会の広報誌、パンフレット、ホームページ等を通じた公共施設等における授乳施設や親子トイレ等に関する情報提供	継続
		・授乳やおむつ替えができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し情報を提供する	継続

3. 様々な情報提供・相談体制の充実

ニーズ調査によると子育てに関する不安感や負担感をもっている家庭は過半数にのぼります。しかし、公的な相談機関の利用や子育てに関する情報提供媒体の利用は進んでいない状況です。

不安や負担を抱える子育て家庭が、それぞれの状況に応じて相談しやすい体制を整備するとともに、多様化・複雑化する相談に対応するために相談員の専門性の向上を図ります。

また、必要な家庭に確実に子育て支援の情報が伝わるよう、子育て関連情報を一元的に把握し提供できる体制を進め、これまでの情報の提供方法を見直すとともに、新たな手段による提供等、様々な媒体を駆使して効果的な情報提供を行います。

No.	施策	内容	方向性
21 (1)	子育てや家庭教育に関する情報提供の充実	・ 広報誌やパンフレット、ホームページ等多様な媒体を通じ、子育てや家庭教育に関する情報の提供	継続
		・ 各種手続きや保育・教育関連事業・施設に関する情報等を記載した子育てハンドブック等の作成・配布	継続
		・ 母子健康手帳の交付時や乳幼児健康診査等の機会を活用した、子育てに関する情報提供や相談支援	継続
		・ 成長過程に応じた啓発冊子等による家庭教育に関する情報提供	継続
22 (2)	子育てや家庭教育に関する学習機会の充実	・ 子育て不安の軽減や仲間づくり支援のための乳幼児の保護者や家族を対象とした、子育てに関する教室・講座の開催	継続
		・ 子育てに関する不安や悩みを解消・軽減するための保育・教育・医療等の専門家による学習機会の提供	継続
		・ 保健・福祉・教育関係機関の連携による小・中学生の保護者を対象とした家庭教育に関する学習機会の提供	継続
23 (3)	各種子育て相談の充実	・ こども課をはじめとした各分野の行政窓口、保育所、子育て支援センター等の関係機関における電話や電子メール、窓口等による子育て相談体制の充実	継続
		・ 妊娠期から出産・子育て期までの悩みや相談について、きめ細かく切れ目のない相談支援を行うための子育て世代包括支援センター（保健センター・子育て支援センター）機能の充実	充実
		・ 関係各課や各種団体等との連携強化による、多様化・複雑化する子どもや家庭に関する相談対応と相談員等の研修の実施	継続

4. 子どもの安全の確保

近年、都市化の進展や住民のライフスタイルの多様化等に伴う地域社会の犯罪抑止機能の低下や、社会情勢を反映した犯罪の複雑・多様化、凶悪化、低年齢化が進み、子どもが犯罪に巻き込まれる事件が多くなっています。また、インターネットの急速な普及による情報の進展により、インターネット上の有害な情報から子どもたちを守る取り組みも必要となっています。

ニーズ調査では、地域ぐるみのパトロールなど子どもを犯罪から守るための取り組み、歩行者や自転車のための交通安全施設、通学路や子どもの遊び場の安全対策、犯罪にあいそうになった時の対応についての教育などが重要視されており、子どもがいつでも助けを求められる家等、地域ぐるみで防犯活動を推進するとともに、子どもを守る対策や体制の充実が必要です。

また、子どもの成長とともに行動範囲は拡大することに伴い、交通事故などの危険性から子どもの安全を守るため、これから交通社会に参加する子ども一人一人が交通ルールを身につけることができるよう、交通安全教育にも力を入れていくことが必要です。

No.	施策	内容	方向性
24 (82)	防犯意識の啓発	・警察や防犯関係団体と連携した防犯意識の啓発や犯罪発生情報の提供	継続
25 (84)	地域での安心・安全ネットワークづくり	・保護者、学校、地域住民、警察等の関係機関等が連携して実施する、子どもの安全確保のためのパトロール活動や校区単位で取り組む「安全マップ」の作成の推進	継続
		・町が主体となって実施する「子どもをまもる110番のおうち」等による支援の推進	継続
		・子どもが巻き込まれた犯罪や不審者情報等を学校・園等に速やかに伝達できる情報の共有化と迅速な対応の促進	継続

5. 仕事と家庭生活の両立

家庭生活において、男女がともに育児や家事等の責任を果たすことは、子どもの健やかな成長を支え、保護者の子育てによる孤立感、負担感を解消する上で重要です。

ニーズ調査からは、日常的に子育てにかかわっている父親は、就学前の保護者で過半数となり改善がみられますが、小学生の保護者では依然として半数に満たない結果となっています。男女がともに家庭での責任を果たすことができるよう、性別による固定的な役割分担意識を見直すための啓発を行うとともに、男性の子育てを促すための取り組みを一層推進します。

また、男女ともに、仕事と生活のバランスのとれた生活を送ることができるよう、個人、事業主を含めた社会全体において、ワーク・ライフ・バランス*を実現するための取り組みを推進します。

No.	施策	内容	方向性
26 (43)	仕事と子育ての両立に向けた広報・啓発	・男女共同参画*の視点からのワーク・ライフ・バランスを普及・啓発し、それぞれのライフステージに応じた仕事と生活のバランスの実現の促進	継続
27 (45)	就業・再就職の支援	・関係機関と連携し、出産・子育てを機に退職した人を含め、就業・再就職を希望する女性等を対象とした、就職に役立つ技術の習得・向上や労働諸制度に関する各種講座・セミナーの実施	継続
		・企業や事業主に対する子育てをしながら就労を希望する女性の雇用・再雇用についての理解と啓発の推進	継続
28 (46)	労働相談の実施	・関係機関との連携による、就職相談や職場環境等労働問題全般に関する相談への対応	継続

第3節 子どもと子育て家庭への経済的支援の充実

1. 福祉サービスの充実

認可保育所・認定こども園等の保育サービスの利用ニーズが高まり、幼稚園の預かり保育のニーズも高まっており、子ども子育て支援新制度の導入後の変化がみられます。

本計画に基づき、保育ニーズを踏まえ、施設型給付・地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業により、今後も利用者の視点に立った多様なニーズに対応するサービスを提供するとともに、地域社会全体で子育てをサポートしていく体制をさらに充実していきます。

No.	施策	内容	方向性
29 (12)	施設型給付による、保育所、幼稚園、認定こども園の充実	・施設型給付による保育所、幼稚園、認定こども園の支援	継続
		・新制度における幼保連携型認定こども園の普及	継続
		・公立保育所及び幼稚園の実施体制の質の向上	継続
30 (13)	地域型保育給付による保育サービスの提供	・これまで認可外であった小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等へのニーズの高まりを捉えた、地域型保育に参入意向のある事業所との調整による事業実施の検討	継続
31 (17)	利用手続きの改善とサービスの周知	・子育て支援サービスの利用にかかる手続きの簡素化と受付窓口の一元化	継続
		・広報誌や健康診査会場等での告知、ホームページ等の活用による制度の広報・周知による、情報不足等のために十分に利用されていない制度・サービスの活用促進	充実
32 (18)	子育て支援ホームヘルパー派遣事業	・出産後の家事や育児が困難な家庭に対するホームヘルパー派遣の実施	継続
33 (19)	利用者負担の適正化	・国における保育制度の検討の状況を踏まえた、認可保育所における保育料の適正化と、認可外保育所に入所している世帯の保育料負担の軽減	充実

2. 子育てに伴う経済的負担の軽減

子育てに関わる経済的負担は、精神的負担、身体的負担とともに、子育て中の保護者にとって大きな課題です。ニーズ調査からは、経済的な理由で新しい衣服や靴の買い控え、趣味・レジャー費の削減を経験した家庭が3割、食費を切りつめた経験のある家庭が2割半という結果がみられました。

今後も子育てにかかる負担を少しでも軽くするため、また多様化する住民ニーズを満たしていくため、幼児教育・保育無償化を図るとともに、子育て家庭への手当、子ども医療費助成の充実等により、保護者の経済的負担の軽減を図り、子育て支援を充実します。

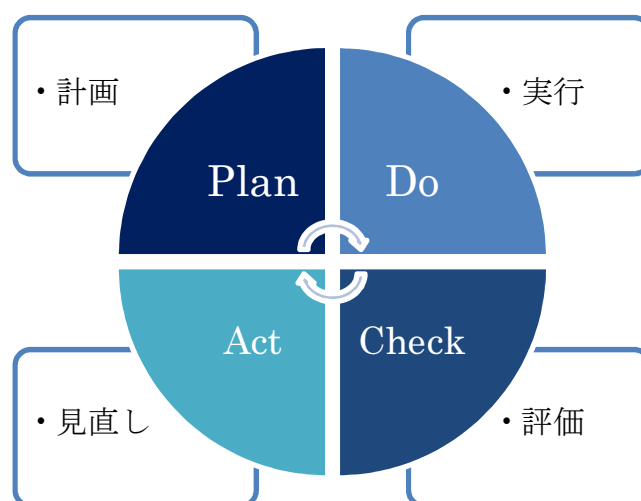
No.	施策	内容	方向性
34 (22)	子育て世帯の 経済的負担の 軽減	・子どもの医療費を公費負担、児童手当の支給等による子育てに関する経済的負担の軽減	継続
		・子育て世帯の増加と負担軽減をめざすための、第3子以降の子どもに対する出産祝い金の支給	継続
		・子どもを生みやすい環境づくりを推進するための、保育所・幼稚園等に通う多子世帯児童の保育料の経済的負担の軽減	充実
		・子育て世帯の増加と負担軽減をめざすための、幼児教育・保育（3歳児～5歳児）にかかる利用料を無償化	継続
		・子育て世帯の増加と負担軽減をめざすための、幼児教育・保育（3歳児～5歳児）にかかる給食費完全無償化	新規
35 (23)	障がいのある 子どもの経済 的負担の軽減	・特別児童扶養手当等の各種手当の給付、重度心身障害者医療費助成、児童通所支援等による障がいのある子どもやその家庭の経済的負担の軽減	継続
36 (24)	ひとり親家庭 の経済的負担 の軽減	・ひとり親家庭等の医療費を公費負担、児童扶養手当の支給等によるひとり親家庭の経済的負担の軽減	充実
37 (26)	就学援助の実 施	・経済的な理由で就学が困難な児童生徒に対する学用品費等の援助	継続
38 (27)	各種奨学金の 支給	・各種奨学金制度の活用による経済的理由により進学や就学が困難な生徒の進学・就学支援	継続

第5章 計画の推進に向けて

第1節 計画の進行管理

本計画の推進に向けては、PDCA サイクル*による進行管理を行います。計画（Plan）に基づく取り組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえ計画の改善（Act）を図ります。

このため、計画策定にあたり、内容を審議してきた「猪名川町子ども・子育て会議」が、毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、それに対する意見を関係機関や団体等から得て、その後の取り組みの検討を行い、必要がある場合には見直しを行いながら、計画を推進します。



第2節 住民、関係機関、団体との協働・連携

計画の基本理念である「現在から未来へと夢・希望が広がるまち 猪名川」をめざすためには、住民一人一人が、子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取り組みを実践し継続していくことが欠かせません。そのため、本計画について、関係機関・団体等への配布や関係各所での配架、また概要版の配布やホームページ等での内容公表・周知等に努めます。

また、子ども・子育てに関わる施策は、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育等、多岐の分野にわたっています。このため、民生委員・児童委員*、自治会、まちづくり協議会等の地域組織や関係機関と連携を図りながら、協働に基づく子育て支援に努めます。

第3節 国・県との連携及び広域調整

国や県とも連携して、施策の推進に取り組みます。

1. 用語解説

あ行

●M字型カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。

か行

●可処分所得

すべての所得から、支払いが義務付けられている税金や社会保険料を除いた残りの所得で、自由に使える手取り収入のこと。

●学校・園評議員制度

開かれた特色ある学校園づくりを推進することを目的として、学校・園運営等について保護者や地域の方々の意見を幅広く校園長が聞くための制度。

●グローバル化

情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等により、人、物材、情報の国際的移動が活性化して、様々な分野で「国境」の意義があいまいになるとともに、各国が相互に依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっている現象。

●合計特殊出生率

合計特殊出生率 = (母の年齢別出生数 ÷ 年齢別女性人口) の15歳から49歳までの合計。15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとした時の平均子ども数に相当する。

●国民運動

国民の多くが参加して進めている社会的な運動。

●子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

●子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。

さ行

●児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉によるおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待等、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

●生涯未婚率

50歳の時点で一度も結婚したことがない人の割合。45～49歳および50～54歳の未婚率の平均値から算出する。将来的に結婚する可能性が低いと考えられることから、生涯独身者の割合を示す統計指標として用いられる。

●少子高齢化

出生数が減少し、人口に対する子どもの割合が低下することや、平均寿命の伸びなどにより高齢者の割合が増加することが同時に進行していくこと。

●食育

平成17年7月に施行された食育基本法に基づいた取り組みで、同法では「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」また「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけられている。

●スクールカウンセラー

学校現場で子どもや保護者などの心のケアや支援を行う人。教員とともに親子をサポートするほか、教員への指導・心のケアも行っており、近年学校現場でニーズが高まっている。

●生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる法律。

●成熟化社会

量的拡大のみを追求する経済成長が終息に向かう中で、精神的豊かさや生活の質の向上を重視する、平和で自由な社会。

●青少年育成指導員

青少年の健全育成並びに非行防止活動の推進のため、猪名川町青少年指導員に関する要綱より設置。

た行

●男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、ともに責任を担うことを意味する。

な行

●認定こども園

保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、「保護者が働いている・いないにかかわらずすべてのこどもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違うこども同士が共に育つ」、「子育て相談等の子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能をもつ。都道府県知事が条例に基づき認定する。

●ノーマライゼーション

障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

は行

●バリアフリー

障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差等を取り除くこと。広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

●兵庫県福祉のまちづくり条例

平成4年10月9日に兵庫県が全国に先駆けて制定した、高齢者や障がいのある人はもとよりすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりをめざすための条例。

●プラットフォーム

基盤や土台、環境を意味する言葉。ビジネス用語としては、商品やサービスを提供する企業と利用者が結びつく場所を提供することを、プラットフォームと表現する。転じて、行政計画では、事業やサービスを住民に提供する自治体等の公的組織（行政側）とその授受者（住民側）の接点や場を指す。

●放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行う。

●母子家庭高等技能訓練促進費交付事業（ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金）

ひとり親家庭の親が、より良い条件での就業や転職へ繋げるために資格にかかる養成機関で修学する場合、修学期間中の生活の負担軽減のために給付金を支給する。

●母子家庭等医療費助成事業

受給者証の交付を受けた人の健康保険が適用される医療費について、町が自己負担の一部を助成し、受給者の費用負担を軽減する制度。

●母子・父子自立支援員

ひとり親家庭のさまざまな問題、住宅、仕事、子どもの教育、母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付などに対する相談・指導を行う。

ま行

●民生委員・児童委員

地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の地方公務員に該当すると解されている。民生委員・児童委員の任期は3年間。児童委員は、児童福祉法第12条により各市町村に置かれ、民生委員が児童委員を兼務している。民生委員は、福祉に関する社会調査、相談、情報提供、連絡通報、調整、生活支援、意見具申を行い、児童委員は、児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助を行う。

ら行

●ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期等に分けられる。

●留守家庭児童育成室

保護者の就労・病気などにより、放課後に家庭において適切な保育を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を与えることにより、児童の健全な育成を図るもの。

●労働力率

15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。

わ行

●ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことをさす。

アルファベット等

●PDCA サイクル

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）を繰り返すことにより、業務改善や品質管理を継続的に行う手法。

2. 猪名川町子ども・子育て会議条例

平成25年6月25日

条例第8号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、猪名川町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 会議は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者又は事業主

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) 関係行政機関の職員

(5) その他町長が必要と認める者

4 委員の数は、男女いずれか一方が委員の総数の10分の3以上とする。ただし、該当者がいない場合は、この限りでない。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、特別の事項の調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又

は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、会議に部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。
- 4 第5条第3項及び第4項並びに前条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、生活部こども課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年条例第6号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3. 猪名川町子ども・子育て会議委員名簿

(任期：2年 令和3年11月7日まで)

区分	氏名	所属等	役職
学識経験者	井頭 均	関西学院大学教育学部 教授	会長
関係行政職員	山元 浩司	兵庫県川西こども家庭センター所長	副会長
医師会代表	田上 久樹	川西市医師会 理事	
子どもの 保護者	藤岡 弘子	PTA 連合会	
	富永 のり子	保育園代表保護者	
	大山 仁美	未就園児代表保護者	
教育・子育て 支援従事者	中村 妙子	つつじが丘小学校 校長	
	山地 弘伸	YMCA松尾台こども園 園長	
	椎野 正明	星児園七夕 園長	
	松原 美香	猪名川幼稚園 園長	
	土谷 千晶	猪名川保育園 園長	
	野口 優	子育て支援センター 所長	

4. 猪名川町子ども・子育て会議開催状況

開催時期		開催日	協議事項
H30 年度	第1回	平成30年9月28日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○本町の子育て支援施策(平成29年度事業報告)について ○子ども・子育て支援事業計画について
	第2回	平成31年3月8日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○平成31年度 保育園等・留守家庭児童育成室の入所状況について <ul style="list-style-type: none"> ・保育園・認定こども園等 入所児童数 ・留守家庭児童育成室 入所状況 ○幼児教育無償化について ○平成31年度 認定こども園(YMCA2園) 認可定員・利用定員の変更について ○猪名川町子ども・子育て支援事業計画の策定について
H31 (R元) 年度	第1回	令和元年5月8日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○「第二期猪名川町子ども・子育て支援事業計画」および「子どもの貧困対策計画」の策定にかかる委託業者の決定について ○計画策定における基本的な考え方および進め方について ○アンケート調査の実施について <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象者について ・アンケート内容について
	第2回	令和元年8月2日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○本町の子育て支援施策(平成30年度事業報告)について ○幼児教育無償化について ○子育て支援に関するアンケート調査結果(速報値)について
	第3回	令和元年9月17日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援に関するアンケート報告書について ○子ども・子育て支援事業計画の骨子について ○子どもの貧困対策計画の骨子について ○第二期子ども・子育て支援計画にかかる量の見込について ○地域の子育て支援者へのヒアリング調査について ○事業者意識調査について
	第4回	令和元年11月15日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て支援事業計画 骨子案(1～3章)について

開催時期		開催日	協議事項
H31 (R元) 年度	第5回	令和元年12月18日(水)	○子ども・子育て支援事業計画案について ○子どもの貧困対策計画案について
	第6回	令和2年1月21日(火)	○子どもの貧困対策計画案について ○パブリックコメントの実施について

5. パブリックコメント実施結果

(1) 意見募集の概要

- ① 意見募集方法 町ホームページの掲載、こども課・日生住民センター・ふらっと六瀬で閲覧
- ② 意見募集期間 令和2年(2020年)2月10日～3月9日
- ③ 意見の提出方法 直接持参、郵送、FAX、Eメール

(2) 意見募集の結果

意見の提出はありませんでした。

猪名川町子どもの貧困対策計画



発行年月：令和 2 年 3 月

発行・編集：猪名川町生活部こども課

住 所：〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1

T E L：(072) 767-7477 F A X：(072) 766-8906